

平成19年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成19年6月19日(火曜日)
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(16名)

議長	林	国	夫	君
副議長	内馬場	克	康	君
1番	吉岡	文	子	君
2番	森川		明	君
3番	五十嵐		聡	君
4番	高橋	幹	夫	君
5番	奥山	裕	章	君
6番	阿部	義	一	君
7番	長谷川	吉	春	君
8番	米田	良	克	君
9番	白木	優	志	君
10番	小関	勝	教	君
11番	土井	敏	興	君
12番	本郷	幸	治	君
13番	紫藤	政	則	君
15番	谷村	孝	一	君

◎出席説明員

市	長	桜井	道夫	君
副市	長	佐藤	昭雄	君
総務部	長	板東	知文	君
市民部	長	岩本	良一	君
保健福祉部長兼福祉事務所長		中川	直紀	君
商工交流部	長	酒巻		進君

農政部長	林	信孝	君
都市整備部長	加藤	誠	君
市立美唄病院事務局長	三谷	純一	君
消防長	佐藤	賢治	君
総務部総務課長	市川	厚記	君
総務部総務課総務係長	村上	孝徳	君

教育委員会委員長	阿部	稔	君
教育委員会教育長	村上	忠雄	君
教育委員会教育部長	安田	昌彰	君

選挙管理委員会委員長	熊野	宗男	君
選挙管理委員会事務局長	大道	良裕	君

農業委員会会長	佐藤	博道	君
農業委員会事務局長	山崎	一広	君

監査委員	川村	英昭	君
監査事務局長	嵯峨	和樹	君

◎事務局職員出席者

事務局長	藤井	英昭	君
次長	和田	友子	君
総務係長	濱砂	邦昭	君

午前10時00分 開議

●議長林 国夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長林 国夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

9番 白木優志議員

10番 小関勝教議員

を指名いたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

8番米田良克議員。

●8番米田良克議員（登壇） 2007年第2回定例会にあたり、私は、市長並びに教育長に質問をさせていただきます。

大綱の1点目は、住基ネット裁判・大阪高裁判決についてであります。

これは、大阪高裁で箕面市とそれから周辺のまちの住民4人が訴えを起こしていた、住基ネットから自分の名前を外してもらいたいという訴えに対して、大阪高等裁判所は、その訴えは妥当だという判断をしたわけです。それで、箕面市の場合は、市長がその判決を受け入れるという判断をいたしました。

したがって、箕面市については、判決が確定をしたということで、その後、原告の市民の名前を、住基ネットから外す手続きに入るための検討を市の中でやっている。結果、細かいことは私は承知をしておりますけれども、こういう所が出てきたということです。

このことは、やはり今年の8月で本格実施4年になりますが、この住民基本台帳ネットワークというシステムが、全国の国民データを、一括管理を国が行っていくと。そして、そのことによる利便が国民に広く及ぶんだとこういう考え方で、総務省が中心になって進めておりますけれども、このことの問題点が、やはりスタート当初からいくつか指摘されてきている問題です。それが、全国的にはたくさん裁判が起こされていて、原告側が勝つという裁判は余りありません。金沢地裁の判

決と、それから、この今回の大阪の高裁判決。あとは大体、原告敗訴という裁判結果が多いわけですが、この箕面市の場合は、具体的に、住民の訴えを起こした人の分については、住基ネットから外すという措置に市長が踏み切ったということです。

ところが、これがなかなか簡単にいかないということです。実務に入ってみたところ、それは、簡単にできることではないということらしいです。ただ、箕面の市長は、原告の、これは4名の方ですけれども、その方だけの名前を外すということではなく、希望される市民については、住基ネットから外していこうという考え方をはっきりと打ち出して、市で検討委員会をつくって、そこで専門家を入れて検討をいましているところです。

ですから私は、この発足当初から、このシステムについては賛成できないということをお申し上げてきていますが、こういう箕面市の状況を踏まえてみて、それで市長としてどのような判断をされるのか、そのことをお尋ねをしたいと思います。

それから2つ目の問題として、自治体からの個人情報の漏洩の問題についてお尋ねをいたします。

質問で提出をいたしましたのは、愛南町のケースについてです。これは愛媛県の愛南町というところです。これは4町1村、これが合併をいたしまして、新しい愛南町という自治体ができたと。それで、電算データをそろえなければいけないということで、業者に委託をして仕事をやってもらったんです。

契約では、委託をした業者が仕事をすると。契約であったのですけれども、それが、

受けた業者がさらに別な業者に委託をしたんです。再委託を受けた業者の社員が、個人のパソコンにデータを入れて持ち帰った。そこから、住民のデータがそっくり、Winny によって流出してしまったという事件です。

ところが、これが報道されたりしたのが5月17日ですけれども、実は再委託を受けたのは山口県の業者ですけれども、そこは、そういう仕事をするところですから、いくつものまちから同様の業務委託を受けているわけです。それらがいくつも流れ出たという問題に広がったわけです。

長崎県の対馬市ですとか、それから秋田県北秋田市とか、このように場所が1カ所の地域に限られない、しかも今回の流出は、住基ネットのデータがそっくり流出するという形になりますから、国民1人ひとりにつけられている11桁の個人番号、これがついたものがそっくり流れ出ているわけです。

そうすると、これは悪用できるんです。番号、名前そして生年月日、住所というふうに一連でわかるわけですから、これやはり大変な事態だと思います。北海道の斜里町の場合は、そういう中身ではなかったです。斜里町も昨年データの流出があったわけですけれども。

こういう問題が起こってくるということは、ネットワークシステムのセキュリティは完璧であると、したがってそういう事故は起きないんですということを総務省は言い続けてきたわけですけれども、決してそうではないんです。結局、所詮機械を扱うのは人間でありますから、その人間のうっかりとか失敗とかあるいは故意とか、そういうものによって住

民のデータが流出をするということは十分にあり得る。今回のケースでは課税のデータまで流れているわけです。税金をかける人の名前、税額、あるいは口座引落の口座番号まで載っている。これがインターネット上にちらほら出ているわけです。やはり信じがたい事態が起きているということです。

ですから、これらも兼ねて私は、このシステムについては多額の経費をかける割に、住民の受けるメリットはさっぱりないということ指摘し続けてきました。ですからこの裁判、全国的にはもう一度しっかりと見直しをして、本当にこれが必要なものなのかどうかということ、考えなければならない問題ではないのかなど。このデータ流失について、市長のお考えをお聞きしたいです。

ただ、きのうの新聞だったでしょうか、いま年金行方不明問題が非常に大きな問題になっています。これで社会保障番号、そういう新たな制度を全国民につくって、新しい番号をつけてカードを持ってもらって、それにデータを入れていくということを考え出して、これが厚生労働省のほうのサイドです。

そしたら総務省は、住基カードを使うのがいいということを出してきた。住基カードについては鳴り物入りで宣伝をしていますが、まだ全国的には国民の1%まで普及をしていない。0.75%ぐらいですか、そのぐらいしか普及していない。美唄の場合は大体0.4%ぐらいの普及率です。

ですから、この際は年金問題に乗っかって住基ネットをひとつ国民の間に普及させようというのが、どうも総務省の意図のようですけれども、これは本来の設置した意図とはま

まったく違っている問題ですから、私は火事場泥棒みたいな、そういう考え方はやめてもらって、住基ネットはやはり住基ネットとしてどうなのかという検討を加えるべきだと思っています。これをちょっと付け加えさせていただきます。

それで、3つ目の美唄市の判断ということですが、いまも申し上げましたけれども、これらの事態、自治体が住民の意向によって住基ネットへの名前を載せることを任意でやる、あるいはやらないということ認めようという判断が出てきたということですか、あるいは、予測し得ない事態のデータ流失によって、非常に大きな被害が出てくるおそれがあるということです。これらの問題をどのように美唄としてお考えになるかということです。私は、美唄独自の判断として、しばらく住基ネットは見合わせたほうがいいかなど、そういうことも必要でないかと思うんですけれども、その辺の市長の判断をお尋ねをしたいと思います。

なお、ちょっと申し添えますが、愛南町のケースですと、住民の住基ネットのデータがそっくり流れ出たわけですから、番号を全部直ちに付け替えるという作業をやれば、被害を最小限にとどめることができるんです。ところが、総務省はそれはやらないということを長に指導しているわけです。ですから愛南町もそれはできませんと、申し出があった町民の分だけは番号を付け替えますという対応です。

これもまったく理解できない中身です。住民に何の責任もなく、データ流失が起きたにもかかわらず、自分が被害を受けたくなかつ

たら自分で申請して番号を変えなさいとそういう対応を政府がしているということは、極めて疑問な部分だなと思います。そのことも指摘しておきたいと思います。

大綱の2点目は、教育長にお伺いをいたしますが、卒業式・入学式での君が代の強制についてであります。

1つ目として、卒業式・入学式参加の人の思想良心の自由というものをどう考えているのかという問題についてお尋ねをいたします。

今年も3月、4月と卒業式・入学式が市内の学校で行われました。私は、参加する人たち、まず子どもです。それから保護者の方々。あるいは地域の方が参加する場合があります。そして教職員。これらの個々人の意思と無関係に君が代を強制する、あるいは強制するという具体的な動きはないにしても、個人の意思では行動できないようなその場の空気、雰囲気、そういうものをつくってしまう。こういう卒業式・入学式の運営というのは、憲法19条が求めている思想・良心の自由を尊敬する姿勢ではないと思います。

校長が子どもたちに、君が代を斉唱させたいと考えるのは、これは学習指導要領とのかかわりで、あるいは当然かもしれません。それはそれとして、子どもたちには歌わない自由があることも、しっかりと指導をするべきだと考えます。

子どもたちは、その学校の児童生徒である前に1人の国民、1人の市民だということの意識を、しっかりと学校長には持ってもらいたい。そのことをぜひ教育委員会は指導すべきではないかと考えます。

それは当然ですけれども、出席している父

母の方々など保護者についても同じことでもあります。歌いたい人は歌って当たり前ですし、歌いたくない人は歌わない、あるいは着席をしていますが、それは何ら問題のあることではない。それが個々人の思想・良心の自由を尊重する姿勢だと思います。

憲法 99 条には、公務員は憲法を守らなければならないという規定があるわけです。ですから校長も当然、この憲法 19 条というものをしっかりと頭の中に入れて、それが侵されることのないような運営を心がけるべきだと考えるわけですが、お考えをお聞きしたいと思います。

それから 2 つ目は、教師への管理・統制についてです。

いま申し上げた憲法 19 条を尊重するということを基本にすべきだという考え方から、教職員に起立や斉唱を強制することは、当然誤りだと思います。しかし、卒業式・入学式の実態をいろいろお聞きしますと、校長が様々な手段をもって教職員を指示や命令に従わせるために、中には意図的なうそや、明らかな恫喝を口にする。そういう校長としての職務にふさわしくない行為が、学校の中で行われている。憲法の尊重をはじめ、児童生徒の教育を行う場の責任者としてふさわしい言動ができるべきだと思いますし、職場の長として尊重されるように、そういう指導の姿勢であるべきだと私は思うんです。

教職員を管理の対象としてしか考えないとか、権力で統制するのが校長の職務であるとか考えるような人物は、校長の職務についているというのはおかしいのではないかと、そのように考えます。

3 月、4 月の具体的な言動を聞いたときに、人間としての基本的な資質に欠けているのではないかと、そういう厳しい指摘をせざるを得ない人たちが、かなりの数おいでになる。教師を管理統制することばかり考えていると、そういう人間性を失った、言い方悪いですが、管理ロボットのようにになってしまう。これは大変不幸なことだと思います。

現在校長やっている方々も、かつては教師として子どもたちと接して、子どもたちの優しさややわらかい感受性から感動を受けて、喜びをもって仕事にあたっていたはずですが。管理職になることで、どうして大きく変化をしてしまうのか。教育委員会としては、よくよく考えてみる必要があるのではないかと、いうことを私は考えます。

もしかしたら、北海道教育委員会の管理職教育に問題があるのか。あるいは、任意の団体ですけれども、校長会とか教頭会という機関があります。これらの会の活動が、子どもたちから完全に目線が離れてしまう、管理のみを考える人間を育てることになっているのではないかと、そういう心配もするわけです。

昨年、何回か申し上げましたが、夏冬休み等の長期休業中の郊外での研修の許可について、法律が認めている郊外での研修を、校長が勝手に否認してかかる、これがいまの美唄の校長の普通の姿勢です。私は絶対認めないぞということを、公の場では言わないようにすけれども、学校の中では公言してはばからない。そういう校長が、校長としての職務についているということ、もう 1 つ言えば、教師との信頼関係ができないということです。学校というのはチームワークで仕事をする

ころですから、校長を先頭にみんなが気持ちを1つにして教育活動にあたるという、そのことが子どもたちの幸せにつながるわけです。校長が自ら教職員に背を向けるような姿勢を取り続けることが、学校の中を良い機能が、本来出るはずのものが出ないということになるのではないかという心配を、私はいたします。ぜひ、その辺のお考えをお聞きをしたいと思います。

次に、大綱の3点目は、文科省の全国学力テストについてお尋ねをいたします。

4月24日に40年ぶりと言われる全国一斉学力テストが行われました。この意義や問題点について、お尋ねしたいと思います。

私は、この全国一斉学力テストについては、反対だという考え方です。その理由は、これは随分言われておりますが、競争を学校に取り入れる、競争の導入だということです。そして、いま盛んに言われている格差の増大を図るもの。競争の原理が取り入れられるというのは、教育の場には一番ふさわしくない問題だということ。そのこと1点を取っても、このテストには賛成しかねるという考え方です。教育委員会として、終わってみてどのように判断されるかお尋ねをしたいと思います。

問題点としては、自分の名前を答案用紙に書くという、記名の問題が1つあります。これは、このテストをどのように文科省が出た結果を使っていくかということと深くかわるわけですが、採点、集計等の処理は、小学校の分は小学校、中学校の分は中学校の分として民間の業者に委託をしているわけです。ですから、全国の子どもたちのデータが、民間業者の手に入るということになるわけで

す。

もちろん、それを業者が勝手に利用する等は認められていないことだと思います。そんなことは起こり得ないことだと思うんです。ただ、それが本当に起こり得ないかどうかは、私は保障の限りではないと思います。

そのことから、個人名を記入することが、個人情報保護のかかわりからいって、問題だという指摘も随分ありました。それで、文科省は随分時間をかけて検討したわけですが、無記名で、番号記入でやるという方法を認めたんです。全国的には4分の1の学校で番号記入方式を取り入れた。北海道では札幌市が取り入れました。この美唄ではどういう判断をされたのかということをお聞きをしたい、この問題で。

それから、実際に子どもたちが取り組んだテストの問題です。この問題について内容がいかげなものかという指摘をする意見がいくつかあります。

その1つが、ジャーナリストの木附千晶という人が書いた文章を私は読んだんですが、そこでは今回の実施の趣旨、それは基礎学力を見るということに照らして、理解できないものがあつたという指摘をしています。

子どもの感想に、基礎の問題のAと、それから発展の問題のBと2種類になっています。子どもの感想の中に、国語Bは全部間違ってもおかしくない問題だったと、それから算数Bの訳を書くのは、これは訳を書きなさいというのがあります、文章表記をする、空っぽの頭に石が落ちてきたようだ、こういう感想を書いている子どもがいると言います。また、ある担任教師の言葉としては、いままでさぼ

ったからこんな問題もできないだろうと、子どもたちをあざ笑うような、基礎学力を見るとは到底思えない内容だ、こういう指摘をしているそうです。

教師の声として、テスト中にできなくて泣きそうな顔になる子どもたちの顔を見るのがつらくて、新学期になって君たちはすばらしい可能性を一杯秘めた存在だよと言い続けてきたことを、すべて否定されたように感じた。そういう意見を述べている教師もいるということです。

その木附さんは、競争を促し、学校、子ども間の格差を助長するとの批判は、正しかったのではないかと。そして、質問調査というのがありました。これは新聞でもちょっと取り上げられましたけれども、朝ごはんは食べているかとか、家族と一緒に食事はしているかとか、どんな本を読んでいるかとか、100項目もの質問といたらすごいと私は思うんです、それはテストの問題と別ですから。100項目もある質問調査も、家庭環境や生活環境を問うなど、多くの問題指摘を受けた。子どもたちが正直に答えられないとの指摘もあった。正直に答えられないということは、質問者は何を求めているかということを考え、6年生にもなったらそうです。何を自分に求めているか。そしたら求めていることにこたえる答弁をしなければならないのではないかと。それは子どもの心の中、そこで葛藤が起きるわけです。どう答えるのがいいのかというふうに。そういう内容の質問がいくつもあったということも指摘されています。

これらの問題点について、どのようにお考えになるのかということをお尋ねしたい。

それから2つ目としては、犬山市が全国でただ1つ参加をしなかったんです。犬山の教育を私たちは続けてきて、十分それに自信を持っているということで、このテストに参加する必要はないという判断を、教育委員会がしたわけです。

このことについて、どんな見解をお持ちであるかということをお尋ねしたい。そして、美唄として不参加もあり得るかなど、そういう検討もされたかどうか、あわせてお尋ねをします。

それから3つ目は、美唄市教委の行う学力テストについてお尋ねをいたします。

昨年度から実施に踏み切られました。これは、現場の声としてはいろいろな意見があるようです。その2年やられた意義と評価、今年の方はまだ評価までいくかどうかわかりませんが、あるいは問題点を認識されているとすれば問題点、それらをあわせてお伺いをしたいと思うんです。

それから、大綱の4点目は、学校配当予算の状況についてお尋ねをします。

実は、市の財政状況が非常に厳しくなったということで、これはあらゆる分野にわたって予算を削減するという、節約をして事業に取り組んでくださいということが行われています。

学校も当然例外ではないということになるわけですが、私は学校の先生から話を聞く機会が結構あるんですが、悲鳴を上げています。オーバーではなくて。いや、もうまいってしまふ。あれも出来ない、これも出来ない、金がなくて出来ないと言われる。これをやりたいと言っても、いやお金がありません。

ん。あるいはものがありません。印刷したい、紙がない。学校で印刷したいのに紙がないという話は、私はないと思います。それで、学力テストの話と絡むんですけれども、市がテストを買ってくれて学力テストやるのであれば、その分、そのままそっくり用紙代にまわしてもらいたいと、そういうことを言う先生もいます。

数字を委員会からちょっともらったんですが、平成15年と19年との比較をしたものいただきましたが、学校によって金額の違いがありますけれども、本年度の分が40%台まで落ち込んでしまっている学校もあるし、これは消耗品にだけお聞きをしたんですが、中には60%ぐらいまで落ちているとか。子どもの数がどうなっているかということも見たんです。そうすると子どもの数はそんなに減っていないんです。小学校全体では5年前の85%の人数がいます。中学校では92%の人数の生徒が在籍しているんです。

ところが、予算は大きく削られてしまっているんです。だからこれでは、やはり前にやれたことがどんどん出来なくなってしまうという状況です。そして、学校ではこれでは困ると教育委員会に言ってくださいという話を、たぶん教職員の方がすると思うんです。それは誰にするか、それは学校長にするわけです。学校長が教育委員会に要望をするということになるんですけれども、そのパイプがきちっとつながっているかどうかということも、私は疑問を感じています。

教育委員会が実態を正しく把握されているのかどうか、そのことも、大丈夫ですとおっしゃっていただければ一番いいんですけれど

も、そういういわば日々の活動に支障をきたすような状況があるということ、把握されているのかどうか、あるいはそのことについて、とりあえず打開策を持っているということがおっしゃられるのかどうか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 米田議員の質問にお答えします。

初めに、住基ネット裁判・大阪高裁判決について、箕面市の判決後の対応についてであります。昨年11月の大阪高裁判決は、住民勝訴となりましたが、同年12月の名古屋高裁金沢支部の判決は棄却となり、高裁レベルでも判断が分かれたところでもあります。住基ネットに関する訴訟は現在全国で継続中であり、今後出される判断を注視してまいりたいと考えています。

また、本市においては一部のデータを除いた運用は考えておりませんが、箕面市の対応に関しましては、選択性を希望する市長の考え方と総務省の見解が異なっているようでもありますので、具体的な対応が今後どのようになるのか、引き続き注目してまいりたいと考えております。

次に、愛南町の個人情報漏洩についてであります。この事例は、委託業者が契約に違反して再委託した先の業者の従業員がデータを自宅に持ち帰ったことから発生したものと同町のホームページで報告されております。これは、住基ネットシステムからの流失ではないものの、行政に対する信頼を大きく損なうものであり、極めて遺憾なことで受け止めております。

この事例を踏まえ、総務省からは外部委託に伴う個人情報漏洩防止対策の徹底について通知が出されており、本市といたしましても、契約事項を見直すとともに、個人情報持ち出しの禁止、委託業務終了時の情報資産の返還や破棄等に関し、さらに徹底することとしております。また、住民票コードの変更に関しましては、総務省の見解や愛南町の今後の対応を確認してまいりたいと考えております。

次に、住基ネットの今後の運用についてありますが、ただいまご質問いただいた事例から、個別には今後解決すべき問題がいくつかあるものの、住基ネット全般についての必要性、安全性に対する司法上の判断は、多くは肯定的であり、電子政府・電子自治体の基盤として不可欠であることから、本市としましては、今後も、住基ネットを適正に運用してまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 米田議員のご質問に順次お答えします。

初めに、卒業式・入学式についてありますが、教育委員会といたしましては、これまでも我が国の国旗・国歌の意義を理解し、尊重する態度を育成すること、諸外国の国旗・国歌についても同様に、これを尊重する態度を育成すること、国際社会に生きる日本人としての自覚や資質を育成することなどを重視して、学習指導要領に基づき、卒業式・入学式における国旗・国歌が適切に実施されるよう指導してきたところでございます。

思想・良心の自由との関係につきましては、国旗・国歌の指導にあたっては、児童生徒の内心にまで立ち入って強制しようというもの

ではなく、教育上の配慮のもとに、適切に指導を進めていく必要があるものと考えております。また、卒・入学式は来賓や保護者が多数参加する学校における重要な儀式でもあることから、校長はPTA三役等に対して基本方針を説明し、合意と協力を得るとともに、地域の受け止め方などの実態を把握するなど、連携を深めながら適切に実施されることが大切であると考えているところでございます。

今後におきましても、こうした考え方に基づき、各学校において適切に実施されるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、校長と教職員の関係、信頼関係についてありますが、教育は根本的に教職員と児童生徒の愛情と信頼によって成り立つものであり、その基盤となるのは、教職員相互の信頼関係であるとの考えのもとに、校長会や教頭会と連携を図って取り組んできたところでございます。

卒業式・入学式におきまして、国旗・国歌を実施するにあたっては、まず校長は日頃から職員会議等の場を通じて教職員間で国旗・国歌の指導やその意義等について意思疎通、共通理解を図るよう努め、全教職員が一致協力して、積極的に国旗・国歌の指導を行うよう学校運営上の配慮を行うことが大切であると、このように考えております。

今後とも、こうした考え方に基づき、国旗・国歌が適切に指導され、卒業式・入学式が厳粛かつ清新な雰囲気の中で行われるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、全国学力・学習状況調査についてで

ありますが、これは国が全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、また各教育委員会及び学校等が全国的な状況との関係において自らの教育の結果を把握し、改善を図ることを目的として、今年4月24日全国一斉に実施されたものでございます。

本市におきましても、全小中学校で円滑に実施されたところであり、今後の施策の充実や学習指導の工夫改善等を図る意味でも意義あるものと考えているところでございます。また、今年度実施した結果を受けての課題等につきましては、次年度以降に生かされるよう改善点として、国レベルで整理されていくものと考えているところでございます。

次に、全国学力・学習状況調査に公立学校で唯一不参加の犬山市についてでありますけれども、これは犬山市教育委員会が推進する教育行政の経過や、地域の実情に基づいて検討に検討を重ねた結果、判断されたものと受け止めております。犬山市教育委員会も「本市の取組みが最善の教育実践・教育改革とは考えていないということ」「それぞれの地域・学校で、それぞれの実情に基づいて、義務教育本来の役割を果たす学校教育を作り出していくことが大切である」と、このように述べておりますとおり、地域の実情を十分踏まえた上で、各市町村教育委員会が主体性を持ち、適切に判断することが重要であると考えているところでございます。

次に、市内学習状況調査についてありますが、今求められている「生きる力」の知の

側面である確かな学力を育成するためには、まず子ども達の学習の到達度・理解度を的確に把握することが必要であります。客観的なデータを得ることにより、指導方法の工夫改善に向けた手がかりを得ることが可能となり、子ども達の学習に還元できると考え、平成18年度より市内全小・中学校を対象として一斉に実施しているものでございます。

今年度実施2年目を迎えましたが、現在市教委では昨年度との対比も含めた全市的な結果を集計しているところであり、終わり次第各学校へ情報提供したいと考えております。また、各学校では学校ごとの結果を受け、学校独自の現状分析を始めており、全市集計結果とあわせて課題等の洗い出しや、それに対応した取組みが推進される予定であります。

いずれにいたしましても、本市の子ども達に確かな学力を育成することは極めて重要なことと考えており、今後におきましても学校と連携を図りながら、より効果的な調査となるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、学校配当予算の状況についてであります。市の財政状況に伴い、ここ数年継続して前年割れが続いてきていることから、学校配当予算につきましては、非常に厳しい状況に至っていることは、十分認識しているところでございます。

このため、各学校への予算配当の折には、教育活動に支障をきたさないよう、学校内のやりくりや先生方の創意工夫をお願いしているところであり、教育委員会といたしましても、予算確保に向けての最大限の努力をしてきているところであります。

今後とも、学校現場との連携を密にしながら、教育活動が円滑に進められるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

●議長林 国夫君 8番米田良克議員。

●8番米田良克議員 一通り答弁をいただきましたが、再質問をさせていただきます。

まず最初に、大阪高裁判決と箕面市の対応の関係でありますけれども、昨年12月4日の北海道新聞の社説では、この問題が取り上げられており、制度見直しを迫る判決という見出しで書かれております。

そこで、判決が問題にしている事柄等を整理をされておりますけれども、一番問題になるのはデータマッチングと言われますが、この住民基本台帳ネットワークに様々なほかの情報をつないでいくということによって、その特定の個人のあらゆる分野の事柄が明らかになると、そういう形での利用が非常に心配されているんです。

ですから、そのようなことになるのでは、これは大変だ。だから、11桁の番号によって1人の個人が特定され、それがたとえば健康保険のデータとつなぐことによって健康状態が明らかになる、あるいは税情報とつなぐことによって、税の払い込みの状況等も明らかになる、場合によっては警察のデータ等とつなぐという、様々な事柄で本人が全然知らないうちに、はだかにされてしまうというような、そういうおそれがこのシステムにはあるということ、かねがね指摘する声があります。

北海道新聞でもそのことを、この判決の中から取り上げて書いております。そしてその

ことは、自分の情報を自分が持っている、自分が使いたいように使う。自己情報コントロール権と言いますけれども、この自己情報コントロール権が侵されるおそれがあるのではないかということです。

それら含めて、判決がいつているのは、個人情報保護の点で欠陥がありますといったこと、そのことは新聞としても理解ができると述べています。

ちょっと省略をしますけれども、あと電子政府・電子自治体のこと、これは常に、この問題でご質問をしたときに答弁の中に出てまいりますけれども、電子政府・電子自治体というのは本会議で質問もいたしました、姿がどうもよく見えない、見えてはこない。それと、利用の度合いもさっぱり進まない住基ネットを、そういうもののベースに使うということよりも、もっと個々人のプライバシーが侵されるということをお心配すべきではないかというようなことを言っています。

先ほども申し上げましたように、今回の情報流失は、あくまでも本来扱うべき方法ではない扱い方によって情報漏洩が起きたわけ、これは人為的なミスです。これは、ルールを幾ら厳しくしても、人為的なミスというのは避けられないわけです。それは起こり得るわけです。ですから、それをできるだけ最小限にする努力を、市はされていると思うんですけれども、その辺の考え方をお聞きしたいということと、それから、北海道新聞も最後に、年間200億円もの維持運営費をかけるだけの行政の効率化効果があるとはとても思えないと指摘をしています。

何回も言っていますが、もしかしたら無駄

な金を毎年かけているのではないか。お金がないと言いながら、ことこのことに関しては、さっぱり市民に恩恵がないにもかかわらず、お金をかけ続ける。もうちょっとしたら機器の更新もあります。そういう形で無駄金を使っていることになるのではないか。そういうことを心配するわけでありまして、この辺をお聞きをしたい。費用をかけて効果があるのかどうか。改めてお尋ねをしたいと思います。

それから、卒業式・入学式での君が代の問題ですけれども、私は、昨年12月議会までこの問題を取り上げてきました。昨年は3月、6月、9月、12月と続けて取り上げたんですけども、12月15日に教育基本法の改正が強行されました。教育委員会の今年の3月の教育行政執行方針も、その新しい教育基本法を受けての中身が結構見受けられました。

私は、過去に教育基本法10条の「行政は教育に介入してはならない」この条文をいわば足がかりにして、教育委員会が卒業式の内容までにわたって、くちばしを入れるのは間違いだということを申し上げてきたわけです。

ところが、改正教育基本法ではそこは消えてしまったんです。だから、教育基本法10条でということはいえなくなってしまった。法律がなくなってしまうから。まったくこれは残念で悔しいことですが、

そうすると、頼るところは思想・良心の自由を守る。憲法19条は、たったこれだけの短い条文です。「思想・良心の自由は守られなければならない」。ほかのことは何も書いてない。それだけで1条あるわけです。ですからこれをしっかりとやっぱり守っていくということが、極めて大事だと。それは、大人であると

子どもであるとか、生徒であるとか、児童であるとか、学生であるとか、そういうことは問わないんです。高齢者であろうと。すべての国民について等しく思想・良心の自由というのは保障されなければならない。

そういう視点で見たときに、残念ながら日本の国旗・国歌である日の丸君が代については、いろいろな意見があるわけです。これは現実です。それは、過去の歴史と深くかかわっている問題です。

ですから、かつてのアジアへの侵略戦争を日本が行ったときに、その旗印は日の丸であって、そして日本が支配をするようになった地域では、住民に君が代を歌わせるという、これはまさに強制です。中には言葉まで奪ってしまった地域まであるわけでしょう。日本語を使わなければならないと強制をする。そういう植民地支配というのは、余り世界でも例がありませんから。そういう過去の歴史で非常に大きな役割を果たしたのが、この日の丸・君が代、そしてその上に立つ天皇制です。大日本帝国憲法です。

そして、入って、昭和一桁、そして10年代と軍隊が非常に大きな勢力を持つようになって、ついには軍人が総理大臣にまでなった。そういう軍国主義化が強力に日本の国内で進められて、いわば軍隊が政治の全体を支配する、そういう仕組みをつくり上げてしまった。子どもたちは、「私は立派な兵隊さんになります」「陛下のために、お国のために命を投げ出します」そういう子どもを全国の学校は真剣になって育てたわけです。その反省が今の日本国憲法であり、教育基本法だったわけです。教育勅語はやめて、そして教育基本法が

生まれたわけです。

毎回言いますけれども、憲法は変わらないのに、それに基づいてつくられた教育基本法だけ先に変えてしまった。憲法の本質をしっかりと受け継いでつくられた教育基本法だけ変えてしまって、教育基本法だけは六十何年前に戻ってしまったような感じになってしまった。ですから私は、まさにいま日本という国が、この憲法をどう守るかというのが極めて国民にとって重要な課題だと思っています。

自民党の憲法改正案も公表されていますけれども、これでは明らかに基本的人権の尊重という、いまの憲法の大きな柱の1つが失われてしまいます。個よりは公だ。公のために国民はある、こういう考え方が大きく取り入れられます。そうすると、子どもたちは公のために国民としてどうするか。最後はやっばり命投げ出せというところまで行くわけでしょう。そういう教育を絶対にいましてはならない。

ですからそのことは、先ほどから申し上げてきた、子どもたち1人ひとりが自分で考え自分で判断ができる、判断したことは行動できる、そういう子どもを育てなかつたらだめだと思ふんです。

そのためにはやはり学校という、日々これ子どもたちが過ごす一番大事な場所で、君が代が何かあるたびに強制的に歌わされるという、それが当たり前だという学校をつくってはならない。そのことを申し上げたい。

私は、大きく日本が変わってしまうであろう時まで、生きていくかはわかりません。でもいまのスピードでいったら変わり方早いから、生きていくかもしれませぬ。いやな姿

を見せられるかもしれない。3年後には憲法改正案出すと言っていますから。

そういうふうにならないためには、やはり子どもたちにしっかりと育ててもらって、子どもたちが「私たちの目指す社会をつくろうよ」という、あるいは1人ひとりがそのことを真剣に考える。そして言葉に出す、行動に移す、そういう子どもに育ててもらいたいということを願うから、このことを申し上げるんです。

どうもいまいただいた答弁では、私が心配していることは教育長には伝わっていないように思います。ぜひ、お考えをいただいて、もう一度ご答弁をいただければと思います。

それから2つ目の、教師の管理統制の問題ですけれども、いまお話ししたとおりとそっくりつながります。校長が、教育委員会が、文科省が意図する教育をやろうとしたら、教職員が手足のように動かなければならないんです。それは校長1人ではできないわけです。ですから、そういうふうには動かす、統制下において管理して、自分の意図する教育を行わせるという形に持っていきたい。だから、言うことを聞かない教職員はだめだということで、卒業式においても立たない先生に対しては、職務命令を出しても起立させるということをするわけです。

職務命令というのは、君が代のとくに立つとか立たないときに出すものではないです。そんな職務命令ないです。起立するなんて職務命令。起立するという職務がありますか。そんなものないです。でもそれは、いまの校長は出すわけです。信じがたいことです。

さっきもちょっと申し上げましたけれども、

学校というチームがうまく機能していったら、子どもたちとともにすばらしい学校をつくっていくためには、やはり校長を中心にした学校運営がなされるということが第一条件です。大前提です。そうするための学校づくりというものを、学校長には、私は頑張ってもらいたいです。

ですから、立場からして日の丸も掲げなくてはならないし、君が代も歌ってもらわなければならないと考えるならば、そのことを理を尽くして先生方に話をすべきです。お前言うこと聞かなかつたら命令だ、処分だとか、そういうことを言うべきでない、絶対言うべきでない。そういうことを言ってしまったら反発しかこないです。そしたらチームワークなんてできないです。そこは理を尽くして、それには日常の校長の言動というものが、先生方から尊敬を受けるものでなければなりません。意見の違うことはあるが、「いや、この校長のいうことはやっぱり聞かなくてはな」と、私はそういう校長先生方と付き合ってきました、ずっと。ときにはがんがんけんかもします。だけれども、よし、やるときには一緒にやりましょうというふうになる。

いま、いろいろ聞いてみるとそういう校長ほとんどいないんです。教職員に対して背を向ける。そういう校長ばかりになってしまったと言ったらと言いすぎですが、何かそれに近い状態。よそから来た先生が言います。

「いや、美唄ひどいですね。あの校長は。あんな校長がいまいるんですね」とこう言うんです。これはやっぱり困ります。私は教育委員会の指導に期待をしたい。教育長の人柄で、ぜひ校長の人柄を変えていただきたいと思います。

んですけれど、学校の中が対立でというのは絶対望ましくないわけですから、良いチームワークができるように、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それから、学テの問題ですが、かつての、さっき40年ぶりと言いましたけれども、かつての文部省学テは、非常に大きな問題を生み出した。愛媛が全国1位に3年連続でなった。県を挙げてお祝いの会をやったわけでしょう。その1位を取りたくて頑張ったところは2位で涙を飲んだとか、そういう話があった。

それは、いま言ったのは県単位の話です。それはまちの単位であるわけで、今度はまちの中では学校単位であるんです。競争が。猛烈な競争です。そして勤務評定が、教師に対してはなされていますから、生徒の成績が教師の勤務評定です。そしたら個々の教師がまた頑張るわけでしょう。だから、テストのときに回って歩いて、子どもの答案を見て、間違っていたらそこに指を指す。田植えと言うんだそうです、田植え方式。そういうふうにして間違いを指摘してやって直させる。そういうことまで行われたんです。競争のための競争です。これはまさに。それから、それとなく言って休ませる、成績の悪い子は。そういうことまでやる。だからものすごい弊害が出たということで文部省やめたわけです。

いまの競争社会、格差社会と呼ばれている日本の状況というのは、かつてよりも、ものすごく激しいです。ですから、そして学校選択制にこれをつなごうとしているでしょう。そういう心配が、この学テにはあるわけです。極めて問題だと思います。そして、そういう問題をぜひ考えてみてほしいと思います。

あと、ちょっと犬山市の問題に触れましたが、犬山市が今年は参加しませんでした。これも犬山のレポートを読んでみたんですが、いろいろな声がやっぱり市民の中から出ている。というのは、全国でただ1つ参加しない犬山市というふうにして、新聞種になる、テレビの種になる。そうすると、「大丈夫か」と、そういう声が市民の中から出てくる。

これにやっぱり耐えるだけの説明責任というのは教育委員会が果たさなければなりません。犬山市は自信を持っていまやっているわけですが、いま国会にかかっている教育三法の関係で、文科省が教育委員会を指導するというのが、今度こういうものが出てきたときに、「お前のところ1カ所だけやらないというのはおかしいんじゃないか」という指導が出てくるかもしれません。もう採決寸前のようにすけれども。

そうすると、それぞれ市町村の教育委員会が判断して取組まれることだとさっきお答えいただいた教育長の考え方が、必ずしも通らなくなってくる。私は犬山市のようところが全国的にふえていってこれればよいなと思っています。でも、それはもしかしたら難しいのかなという気もするわけです。

ただ、何にしても弊害を出さないためには、結果の扱いです。結果の扱いを本当に教育的な中身に限るということで、考えていただかなければならない。少なくとも序列をつけて競争をあおるような、そういうような形で決して使うべきではないと考えていますので、そのことをもう一度ちょっとお尋ねをしたいと思います。

あと、美唄市の学力テストの問題ですが、

考え方はさっきお聞きしました。それで、この後どんなふうになるのか。ずっとこれからもやっていくのか。当面どんな考え方でおられるのか、そのことをちょっとお聞きをしたいと思います。

それから教育予算の問題も、予算たくさんあるに越したことはないです。だけれどもそうはいかない状況だということわかります。ですから、市長も言われておりますけれども、重点化をすとか、一方では無駄を省くという、そういう努力を求められるのは結構ですけれども、「もうちょっとここがあれば、こういうことがうちの学校ではやれるんですけども」と、そういうような「予算110番」みたいな、「学校予算110番」みたいな窓口が教育委員会にあるということによって、学校はいよいよ困ったときに、そこへ何とかしてくれという形でやれるんじゃないかという気がするんですけれども、その辺何か工夫、努力がなされないかどうか、お尋ねをします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 米田議員の質問にお答えします。

住基ネットについてであります。平成18年大阪高裁判決と、名古屋高裁金沢支部判決と、高裁の判断が分かれております。

ただいまご指摘のあった点についても、名古屋高裁金沢支部判決では、住基ネットの目的は住民サービス向上と行政事務の効率化という「公共の福祉」に沿っており、目的以外利用は住民基本台帳法で禁じられており、プライバシー権を侵害しないと判断し、本人確認情報と行政が持つ他のデータベースとを付き合わせる「データマッチング」や、住民

票コードを使って個人情報を集める「名寄せ」の危険性については、「行政側が法律を守る限り実現しない」としております。

さらに、一部住民が住基ネットから離脱することは、全住民の情報がシステム上で利用できるという住基ネットの前提が崩れ、行政による事務処理の効率性が損なわれるなどの重大な支障をもたらすことも指摘しており、情報漏洩についてのセキュリティ対策については、「技術、運用面の対策が講じられており、漏洩の危険は認められない」としております。

この2件の高裁判決については、いずれも上告中であり、そのほか全国での訴訟も継続中ですので、今後とも、これらの動向を注目してまいりたいと考えております。

また、住基ネットによる利便性については、まだ限定されたものではありますが、我が国の電子政府・電子自治体の構築にあたっては、必要なシステムであると考えておりますので、今後とも国や道などと連携を図りながら、適正な運用努めてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、卒業式・入学式についてでございますけれども、これまでも申し上げておりますとおり、学校におきましては、学習指導要領を基準として校長が教育課程を編成し、これに基づいて教員は学習指導するという職務上の責務を負っているわけでございます。

学習指導要領に基づきまして、卒業式・入学式が適切に実施されるためには、国歌斉唱時に起立するなど、教職員が儀式にふさわしい態度で臨むことが大切であるこのように

考えているところでございます。また、児童生徒にわが国の国民として、学校教育において法に定められた国旗・国歌の意義を理解させて、それらを尊重する態度を育てることは極めて重要であることから、学習指導要領に基づいて国旗・国歌の指導を行っているものでございます。

次に、校長と教職員の信頼関係ということでもありますけれども、教育委員会といたしましては、管内的な状況や保護者及び地域の声を総合的に判断し、今回の卒業式・入学式におきましても、教職員の起立に関して昨年引き続き「職務命令をもってしても」という強い指導を校長に対して行ったところでございます。

これを受けて、学校におきましては、校長は国旗・国歌の実施にあたって、教職員の間で国旗・国歌の指導あるいはその意義等について、意思の疎通・共通理解を図るように努めているところでありますが、このような取り組みをしたにもかかわらず適切に実施できない場合について、校長は学校運営の責任者として学習指導要領の趣旨を実現するために、必要に応じ教員に対し職務命令を発した、このように認識をしております。

いずれにいたしましても、学校における教育活動が効果的に実施されるためには、教職員との信頼関係が重要でありますことから、今後におきましても校長と連携を図りながら、円滑な学校運営がなされるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、全国の学力・学習状況調査についてでございますが、調査実施後、犬山市をはじめとして全国各地からこの調査に関する情報

が、メディアを通じて報道されたことは、私も十分承知しているところでございます。

教育委員会といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、この調査は学力に関する状況、教育条件の整備状況、児童生徒の学習環境や家庭における生活状況等を知り、その特徴や課題を把握し、主体的に指導改善等につなげる機会として意義あるものと考えております。調査結果の公表の仕方によっては、過度の競争や序列化につながる懸念がありますことから、今後におきましては、国が示している「調査結果の取り扱いに関する配慮事項」を十分踏まえ、適切に対応していく必要があるものと考えているところでございます。

次に、美唄市の学習状況調査についてであります。これは先ほども申し上げましたとおり、学校における指導方法の工夫改善に向けた資料として活用することを最大の目的として実施しているものでございます。今年度、2年目の実施を終え、現在昨年度との対比を含めた集計作業を行っておりますが、この2年間で得られたデータが、本市全体の特徴及び傾向として捉えられるかについては、現段階では難しく、少なくとも初年度で実施した学年の追跡調査を行える年数は実施しなければならぬものと考えております。

全市的な特徴及び傾向がある程度把握できた段階で、課題解決のための方策について検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

次に、学校配当予算についてであります。これにつきましては、今後とも学校現場の声を十分に把握し、必要な予算措置に向けて努めてまいりたい、このように考えております。

日常的にも学校側が特に逼迫した場合には、事前に連絡しておりますので、逐次、その対応をしているところでございます。

●議長林 国夫君 8番米田良克議員。

●8番米田良克議員 住基ネットについてですが、市の運用がきちんに行われているかどうかということについて、私もときどき質問させていただいてきております。

それで、仕事がきちんとやれるかどうかということは、内部監査が行われていることをお聞きしておりますが、ときにはやはり外部機関を入れて仕事ぶりをチェックということも必要ではないかということを考えるわけです。それで、外部監査の必要性もあるのではないかと考えますけれども、そのことについて1つお尋ねをしたい。

今回いろいろ資料を調べていましたところ、ある市では、ちょっと大きなまちですけども、職員なりあるいは委託業者なりが来て、仕事をするというときに、部屋を特定して、そこから人の出入りを完全に絶つと。そして部屋には監視カメラが付いて、出入りは指紋認証をやる、それぐらい厳しくやっぱりチェックをしているというまちもあるんです。ただ、そこまですると金もかかります。ですからそれはなかなか大変だと。

私は美唄市が、たとえば委託した業者がまた委託するような、そういう形の業者を選んでいると思わないんですけれども、しかし、人はやっぱり思わぬところで過ちをしますから、内部だけではなくてときには毎年とは言いませんけれど、ときにはやっぱり外部監査が必要ではないか、そういうことを考えます。

それから、あともう一遍言いたいのは、本

当はやめたらいいんじゃないですかということをお願いです。お金かけた割に、さっぱり市民にいいこと、いまのところないです。ということで天秤にかけたときに、金かける価値がないのではないか。そのことをもう1度お尋ねをしたいと思います。

それから、卒業式・入学式の問題ですが、何回言ってもだめです。私の気持ちが伝わらない。やっぱりよって立つ立場が違うという、そういうものがあるのかもしれない。これは大変不幸なことだと思います。美唄の子どもたちのためにという点では一致しているんですけども、やっぱり具体的なところになると結局、教職員が指導に従わなければ職務命令を出さなければならないんだというところに話が行くわけです。

私は、教育の内容、そういうものについて、いま話題にしているような内容で職務命令を出すというのは、極めて適切ではないという判断をしています。もっと自体が変わっていったときに、そういうことがあるいはあるかもしれません。でも、いまの段階では、まだまだ職務命令段階ということではないように思うんですけども、ぜひ、最初に申し上げた、子どもたちが自ら判断のできる国民に育つと、そういう教育の場をしっかりとつくり上げるために、私は教育委員会に努力してもらいたいと思うわけでありまして。そういう点で、お考えになることがあれば、もう1度お聞きをしたいと思います。

それから、学力テストの問題ですが、おっしゃられることはわかりました。余り筋道外れたことはおっしゃっていないと思うんです。ですから、テストすることが弊害になるとい

うことに、ぜひならないようにしてもらいたいということで、今後もそういう姿勢であってもらいたいと思うんです。やめてもらえば一番いいんですけども、やめるという話にもならないと思いますから、それであれば、いかに美唄市にとって有効であるか、美唄市の子どもたちにとっていかに有効であるかという立場、そして弊害は絶対出さないという、そういう視点をしっかりと守ってもらいたいと思っています。

しつこいようですけども、学校の中でチームワークがとれるような、そういう学校づくりというものを、ひとつ折に触れてというか、あるいはもう少し突っ込んで積極的に教育委員会としては、校長への指導をお願いしたいと思うんです。このことが非常に大きな意味合いを持っていると私は思っています。一生懸命意欲を持って仕事をしようとする職員が、そういう意欲が生きるように、そういう職場にぜひしてもらいたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 米田議員の質問にお答えします。

住基ネットについてであります。システム運用にかかわる監査につきましては、毎年度内部監査を実施しておりますが、今後、情報分野の技術革新に対応するため、専門家による「外部アドバイザー」などにつきまして検討してまいりたいと考えております。また、全国自治体のセキュリティ対策のレベルアップのための組織「自治体情報共有・分析センター」が実証実験に入っておりますので、その情報等を自己点検し、活かして適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

また、住基ネットによる利便性につきましては、現在のところまだ限定されたものではありますが、今後、我が国の電子政府・電子自治体の構築に当たっては必要なシステムであろうと考えております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、卒業式・入学式についてですが、教育委員会といたしましては、これまでも繰り返し申し上げてきた考え方に基きまして、今後も卒業式・入学式が適切に実施されるように指導してまいりたい、このように考えているところでございます。

また、いま求められております「確かな学力」は知識や技能に加えまして、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動する資質や能力も含まれますことから、この育成も喫緊の課題であるところのように受け止めているところでございます。

いずれにいたしましても、教育基本法の第1条にも示されておりますとおり、教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を目的としたものであり、その実現のためにも私どもも、全ての教育関係者ととともに、未来を担う子どもたちを育成することの重要性を認識し、美唄市の未来を切り開く、たくましい人づくりに全力で取り組んで行かなければならないものと、このように考えているところでございます。

次に、学力・学習状況調査についてですが、全国及び市内テストいずれも子どもたちに「確かな学力」を育成するために活用

することが重要であると考えておりますことから、米田議員ご指摘の危惧される点につきましては、最大限配慮しながら取り組みを推進していかねばならないものと、このように考えているところでございます。

また、最後にごございました校内でのチームワークづくりについてでございますけれども、これは私、先日校長会の中でも校長、その学校のリーダーとして、先生方のいろいろな話に対しては謙虚に耳を傾けるということ、広い心でそれを受け止めるということ、それと思いやりと信頼ということを校長先生にお願いをいたしました。

学校がやはりいまいろんな改革の波の中で、いろいろ次々と新しい課題が出てまいりますときに、やはり学校内部のチームワークづくりというものは最大限の課題でございますので、そういったチームワークづくりに向けて、私どもも指導を徹底してまいりたい、このように思います。

●議長林 国夫君 次に移ります。

7番長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員（登壇） 平成19年第2回定例会にあたり、大綱5点について市長並びに教育長にお尋ねいたします。

最初に市長にお尋ねいたします。

大綱質問の1点目は、財政問題についてであります。

具体的にお聞きしますが、その1つ目は定率減税による税の増収についてであります。

昨年とことしの2年続けての定率減税の廃止は、市役所から通知を受け取った多くの市民の中からも不安と憤りの声が上がっています。住民税は税源移譲の影響もあって多くの

人が2倍に跳ね上がります。さらに高齢者には、年金課税の影響も加わるため、住民税が4倍近くになる場合もあります。

住民税値上げの総額は3兆4,000億円で、その半分の1兆7,000億円は定率減税廃止による増税分です。住民税が大幅にふえる主な原因は、定率減税の廃止にほかなりません。

大企業は、4期連続で過去最高利益を更新していますが、勤労者の賃金はふえていません。国税庁の調査によると、民間企業の1人当たりの給与は1998年から8年連続で減少し、97年と比べて年収は30万円減少しています。この定率減税の廃止による増税は、暮らしと経済を直撃し、大きな社会問題になっているワーキングプア、貧困の拡大が一層深刻になることは明らかであります。

そこで、お聞きいたしますが、この定率減税が市税の増収にどのように跳ね返っているのかということであります。

予算書の中の市民税については、平成17年度では7億6,400万円余りですが、平成18年度では8億1,800万円余りとなり、平成19年度では10億4,300万円となり2年連続して増加となっておりますが、この中で定率減税の廃止による増収は、どれだけになるのかお尋ねいたします。また、この定率減税が国民健康保険税にどのような影響を及ぼすかについてもあわせてお聞きいたします。

2つ目は、住民の税負担の増加についてであります。定率減税の廃止による住民の負担が増加して、市民生活に大きな影響を受けるわけですが、モデルケースではどのような負担増になるのか。また税源移譲による負担の増加は、どのようになるのかお聞きい

たします。

大綱質問の2点目は、福祉行政についてであります。

その1つ目は、後期高齢者医療制度についてであります。来年4月から始まる75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度で、年金収入が年160万円の人々の保険料は年間1万6,060円、これはひと月にすれば約1,300円になりますが、年金収入が年間300万円では14万円。これはひと月にすれば1万1,700円になる、こうしたことが厚生労働省の試算で明らかになりました。

いま多くの市民の中から、高齢者医療制度についての不安の声が聞かれます。「制度の中身がよくわからない」とか、「負担しなければならない保険料がどれだけになるのか」などあります。そこでお聞きいたしますが、制度そのものの内容について、また美唄では保険料がどのようになるのか、保険料が地域によって違いが出てくるのかについてお聞きいたします。

2つ目は、生活保護制度の見直しについてであります。今年の3月23日に全国知事会、全国市長会が設置した新たなセーフティネット検討会が、生活保護制度の見直しに関する提言を発表しました。

この内容は、生活保護期間を5年の有期制度とすることや、高齢者世帯と稼働世帯の分離、また稼働世帯の就労自立を強力に促進するなど、様々な生活保護制度の根幹にかかわる内容を含んでいて、生活保護制度の崩壊につながるものだと思いますが、この新たなセーフティネット検討会の提言について、市長はどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

大綱質問の3点目は、市の交通機関についてであります。

その1つ目は、市民のバス利用の状況についてであります。市内で運行されているバスは、市民の日常生活に欠かせない市民の足として利用されておりますが、近年の人口減などによる乗車数の減少が事業の経営にも影響し、路線の変更や運行便数の減少にも影響し、市民生活にも不自由をかけ、市民からも改善要望の声がかかりますが、市民バスや美唄自動車学校バス、南美唄線の市民の利用状況がどのようになっているのか。また、過去3年間の利用状況についてお聞きいたします。

その2つ目は、補助金の増額であります、これは3つ目のバス路線の増発との関連がありますので、あわせてお聞きいたします。

国土交通省は6月5日、地方のバス会社支援策として、運賃の大幅な引下げや運行本数の増加など実験的な取り組みに対する補助を新設する方針を決めました。

バス離れが進む中、利用客をふやすには運賃の引下げや本数の増加に取り組むことが必要であります、経費の増加を伴い実現には無理があります。このため、減収や経費の増加など一定の範囲で補てんするという事業を新設するというものであります。

現在国は、赤字のバス路線に一定額の範囲で赤字額の最大45%を都道府県との折半で補助し、地方バス会社や地方自治体が補助金を受けており、本市でも道からの補助金を受けていますが、来年度から始まるこの制度を活用できるように工夫しながら、運行便数を増加することで市民の要望にこたえることができると思いますが、市長のお考えをお聞き

いたします。

大綱質問の4点目は、地域医療の確立についてであります。

具体的には、美唄労災病院との統合についてであります、美唄労災病院との統合については、12日の地域医療問題調査特別委員会でもお聞きいたしました、そのときの資料であります中間取りまとめをいただきましたが、十分検討する時間が足りなかったことや、市の広報紙でありますメロディが各ご家庭に配布されてから多くの市民からも疑問やご意見が寄せられていますことから、改めて質問をさせていただきます。

この中には、地域医療問題調査特別委員会でお聞きしました部分についてもありますが、これはメロディをご覧になった方からの疑問やご意見として受け取っていただきたいと思っております。

具体的にお聞きいたしますが、その1つ目は、医師の確保についてであります。中間取りまとめでは、新病院の運営を円滑にするためには医師の確保が重要課題としていますが、医師の確保は病院の運営の根幹をなすものであります、その見通しはどのようなものでしょうか。医師不足は全国的にも大きな社会問題になっていることはご承知のとおりであります。医師がいなかったため病院を閉鎖するか、あるいは診療所に移行させるなどが各地で発生しています。

本市においても、これまで市としても、また美唄労災病院としても、それぞれ独自に医師の確保に力を入れてこられておりますが、現状としてはこれまで必要な医師の確保ができていないのが実状ではないでしょうか。

12日の特別委員会の後からですが、聞くところによりますと、労災病院を美唄市に譲渡されるとなると、かなりの医者が辞められていくというお話を聞きます。現状でも医師不足の上、さらに退職の意思をお持ちの医師がおられるとすれば、労災病院を譲り受けても運営が成り立たなくなるのは明白であります。

改めてお聞きいたしますが、医師の確保をどのようにしようとしているのか。また、退職の意向をお持ちの医師がどれだけいるのかなどの実態を把握しているのかをお聞きいたします。

その2つ目は、労災病院を譲り受けるにあたっての条件についてであります。12日の特別委員会では、医療機器については無償で譲り受けるが、その他の資産については有償になるのかあるいは無償になるのかは、市と機構と国と協議して決定するというご答弁でありました。

いま多く市民が心配しているのは、労災病院を高額で譲り受けた場合、美唄の財政状況が一層悪化して、美唄が第2の夕張になるのではないかとということであります。私は、美唄の財政状況から見て譲り受けるにはあくまでも無償でなければならぬと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

その3つ目は、住民説明会についてであります。12日の特別委員会でのご答弁では機構や国との更なる協議を進め、そうした経過も踏まえて説明会の時期などについて検討していく、このようなご答弁でありました。

しかし、メロディの臨時号を見た多くの市民からは、「あの中間取りまとめを見てもよくわからない」「これまで持っていた不安や疑問

がなおさら深まった」そうした声も上がっております。そうした疑問や不安にこたえるためにも、早い時期に説明会を開くことが必要だと思っておりますが、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

その4つ目は、雇用の確保についてであります。12日の特別委員会では、雇用の確保については本人の希望に配慮し、新病院への再配置、組織内での配置換え、転勤及び他の医療機関への再就職等について支援を行うとありますが、新病院が300床にした場合のそれぞれの職種の必要人員と余剰人員がどのようになるのか、また、両病院の現在の職種別の職員数や、給食や清掃業務など委託等による従業員数についてもお聞きいたします。

5つ目は、統合の時期についてであります。中間取りまとめでは、統合の時期は平成20年4月を目途とすると思いますが、この文章の意味合いとしては状況によっては伸びることもあるとも受け取れますが、何が何でも来年の4月から実施ということなのか、お聞きいたします。

私は、統合の時期については、今後、統合に向けての様々な複雑な要素が絡み合う中で、それらを整理し、病院としての機能を果たすようにするには、かなりの日数が必要だと思います。短期間でそれをやろうとすれば必ず矛盾をきたします。2つの病院の医療に携わる人たちが、お互いが納得する形ができるまで、また市民が納得する形ができるまで、時間を十分にかけるべきだと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

大綱5点目は、教育行政について教育長にお尋ねいたします。

その1つ目は、教育再生会議についてであります。6月1日、政府の教育再生会議が第2次報告をまとめました。これは、競争とふるい分けの教育を助長させ、教育への国家統制を強める改悪された教育基本法の一層の具体化を図ろうとするものであります。安倍内閣は、1月の第1次報告に盛り込んだ、教育3法案の今国会での成立を狙い、さらに第2次報告で打ち出した徳育の教科や授業実数の10%増について、学習指導要領などの改訂を来年3月までに行う方針であります。

教育の問題については、いじめや自殺、教職員の過密労働、そのほか様々な問題を抱え、大きな社会問題になっております。その対策が進められておりますが、第2次報告の内容はそうした問題の解決どころか、自体を一層悪化させる内容を持っていると思います。

具体的にお尋ねいたしますが、その1点目は、道徳の時間を徳育として教科化するという問題であります。

これは、国が検定する教科書などで、特定の価値観を子どもに押し付ける狙いを持っています。このことは憲法が保障する思想・良心の自由を真っ向から反するものであります。この点については、マスメディアも徳育を教科にすれば文部科学省による統制が強まり、微妙な価値観を含む道徳が硬直し画一化する懸念がある、このように批判しています。これは2日付の日経新聞の社説であります。

しかも、政府が押し付ける特定の価値観が復古調であることに対しても、東京新聞の社説では次のように批判しています。「徳育が昔のような授業として復活をめざすなら、批判は相次ぐだろう」と厳しい目を向けています。

こうした問題を持っている徳育の教科化を、教育長はどのようにお考えなのかお聞きいたします。

2点目は授業時数を10%ふやすという問題であります。つい数年前には、ゆとり教育を教育現場に持ち込んで教育を混乱させ、今度はゆとり教育を見直し授業時数を10%ふやす、このように教育方針が猫の目のようにくるくる変わるのでは、教育現場は一層の混乱をきたすばかりであります。

ゆとり教育を見直すとしていますが、その中心は全国一斉学力テスト、習熟度別学習の徹底、学校区自由化などの競争を煽り立てる内容となっております。

すでに文科省の圧力で多くの学校で授業時数はぎりぎりまで伸ばされ、教職員の過密労働は厳しいものになっております。学力世界一のフィンランドの授業時数は日本より短いのであります。教育再生会議の委員からも、授業時数と学力の関係は実証的に検証されていないと批判が出ています。科学的根拠も示されず教育現場に持ち込むなら、現場の混乱はますます増すばかりであります。

このような内容を持っている教育時数の10%増に対して、教育長はどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

3点目は、この教育再生会議は非公開で行われ、また、教育研究者も参加されておられません。このようなことで将来を担う子どもの教育に国民の英知を集めることができるのかどうか、多くの国民から批判が上がっておりますが、教育長はどのようにお考えなのかお聞きいたします。

その2つ目は、靖国DVDの学校での教材

利用についてであります。日本の侵略戦争を美化する日本青年会議所制作のいわゆる靖国DVDが各地の学校現場で持ち込まれ、大きな問題になっています。これは、韓国でもテレビがこの問題を取り上げるなど、国際的にも波紋を呼んでいます。

「誇り」と題するDVDは、アニメを通じてかつての日本の侵略戦争を自衛のための戦争、アジアの開放のための戦争だったと主張し、靖国神社の遊就館が展示しているものと同じものであります。これを教材とした教育授業が文部科学省の委託事業によって採用され、全国の学校で実施されようとしています。

22日には、韓国のテレビが日本文部科学省が戦争美化の授業を委託というタイトルで靖国DVDを批判する番組を放送しています。番組では、日本の右翼勢力が誤った歴史観を子どもたちに注入し、それを政府が煽っており、子どもたちの歴史観が危険な段階に達するとコメントしています。このかつての日本の侵略戦争を美化するDVDを、学校現場へ持ち込むようなことは絶対にあってはならないことではありますが、このDVDを学校の教材として利用するお考えがごありかどうかお尋ねいたします。

その3つ目は、高校の統廃合についてであります。

昨年2月に、道教育委員会は道議会文教委員会に対して新たな高校教育に関する指針について報告を行い、8月には07年度適正配置計画が決定されています。いわゆる指針の中には、1学年3学級以下の全日制高校とすべての定時制高校が統廃合の対象とされ、美唄では美唄聖華高校と美唄工業高校がその対

象となっていました。

道教育委員会は今年5日、08年度から3年間の具体的な公立高校再編策を示す08年度公立高校配置計画案を公表しました。この中には、昨年は統廃合の対象とされていた美唄聖華高校は含まれていませんが、聖華高校の今後の見通しをどのようにお考えなのかお聞きいたします。

また、統廃合の対象となっている美唄工業高校の現在の学科、学年別の生徒数と学級閉鎖の対象となっている学科とその時期について、どのようになっているのかお尋ねいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、財政問題について、定率減税廃止による影響についてであります。平成11年度から景気対策のため暫定的な税負担の軽減措置として導入された定率減税は、平成17年度の税制改正において所得税は本年分から廃止となり、住民税についても昨年度において個人住民税所得割税額の7.5%で最大2万円を税額から控除していたものが、本年度から廃止されたものであります。

このことによる平成19年度市民税収入への影響につきましては、約3,900万円程度の増額となる見込みでございます。なお、健康保険税については、この住民税の定率減税廃止による影響はないものとなっております。

次に、税の負担についてであります。定率減税廃止による本年度の市民税における納税者の影響につきましては、国が示したモデルケースでは、夫婦と子ども2人で給与収入

が 500 万円の場合、市民税分で 5,500 円程度の増となり、年金受給者で夫が 68 歳、妻が 63 歳で収入が 300 万円の場合、市民税分で 2,700 円程度の増となっております。

また今回、おおよそ 3 兆円の税源が国から地方へ移譲されることとなり、所得税は今年 1 月分から減り、住民税はこれまで 3 段階の税率を一律 10% としたことにより、本年 6 月分からふえることとなっております。

なお、所得税と住民税を合わせた税負担額は、定率減税分を除くとほとんど変わらないものとなっております。このことにつきましては、広報紙メロディや申告時期におけるパンフレットの配布、住民税の納税通知書に同封のお知らせなどにより周知に努めたところであります。

次に、福祉行政について、後期高齢者医療制度についてであります。この制度は、平成 20 年 4 月 1 日から新たに創設される制度で、高齢化社会に対応した仕組みとして、これまで各種被用者保険の被扶養者として加入していた方をはじめ、国民健康保険に従来より加入されている方の中から、満 75 歳以上の方及び一定の障がいのある 65 歳以上 75 歳未満の方を対象に、新たに独立した医療制度として保険料を個人ごとに負担していただくものであります。

これは、現役世代と高齢者とによる世代間の負担の公平性を保つことにより、厳しい医療保険財政のもと、国民皆保険制度を今後も持続可能なものにしていくことを狙いとしております。

運営方法といたしましては、道内 180 市町村すべてが加入する「北海道後期高齢者医療

広域連合」を中心に運営が行われ、保険料率は全道一律となるものでございます。

なお、道内における保険料率は、11 月に開催される「広域連合議会」において保険料条例を制定し、決定することになっておりますが、昨年、北海道で試算したものによりますと、1 人当たりの平均保険料は年額約 8 万 5,000 円程度と見込まれております。

一方、所得の低い方には、この制度において、世帯の所得水準に応じ保険料が軽減されるなどの措置が設けられるほか、被用者保険の被扶養者として保険料の負担のなかった方については、後期高齢者医療制度に加入したときから 2 年間、保険料を半額とする軽減策が講じられております。

また、保険料の徴収については、市町村が行うこととなり、納付方法は年金受給者からの特別徴収を原則とし、特別徴収のできない方は普通徴収により保険料を負担していただくものであります。

次に、生活保護制度の見直しについてであります。このたびの提言は、セーフティネットをしっかりと守ることを前提にしつつ、高齢者のための新たな生活保障の仕組みの創設、就労自立を促進するための体制強化とその実効性を担保するための有期保護制度を検討することなどがその内容となっており、生活保護制度が制定されて以来、少子高齢化のほか家族形態や就業形態の変化に対応できず、制度疲労が生じ、抜本的な見直しが必要であるとして、全国市長会と全国知事会で共同設置している「新たなセーフティネット検討会」の結果を踏まえ行われたものと承知をしております。

生活保護制度は、セーフティネットとして生活困窮者には必要なものでありますが、将来的に就労による自立の見込みのある方につきましては、その能力を最大限活用し保護からの早期自立が望ましいことから、今後ともセーフティネット機能として、国家責任により堅持するとともに、国庫負担率の引き下げなどを行わないことを前提に、現在の社会情勢に見合った制度の見直しが必要であるものと考えております。

次に、市の交通機関について、補助金とバスの増便についてであります。先日、新聞の報道にありました、地方バス支援策の内容について、北海道運輸局や北海道にも照会しましたが、現時点では、詳細について不明とのことでありました。市としましては、今後とも情報収集に努め、この支援策に該当するのであれば、積極的に活用し利用者の利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域医療の確立について、美唄労災病院との統合についてであります。新病院を開設し円滑に運営していくためには、医師の確保が最も重要な課題であります。

市立病院と美唄労災病院の医師に対しましては、今回の「中間取りまとめ」の内容について、市と独立行政法人労働者健康福祉機構がそれぞれ説明を行ったところでございます。また、機構と協力・連携のもと、大学医局をはじめ関係機関に支援を要請するなど、医師の確保に向け最大限の努力をしてまいります。

次に、美唄労災病院の資産譲渡に係る条件等につきましては、機構と国との協議を踏まえながら、市と機構双方で様々な検討をしていくこととしております。

次に、市民の皆さんに対する説明につきましては、機構と国との協議経過も踏まえながら、説明の形や時期などについて検討してまいります。

次に、両病院の常勤、非常勤を合わせた部門別職員数を6月1日現在で申し上げますと、はじめに市立病院は、看護部門が100人、薬剤部門が5人、検査部門が6人、放射線部門が5人、リハビリ部門が4人、その他の医療技術部門が2人、給食部門が16人、事務部門が23人、その他の部門が7人となっております。

次に、美唄労災部門は、看護部門が200人、薬剤部門が8人、検査部門が16人、放射線部門が11人、リハビリ部門が14人、その他の医療技術部門が8人、給食部門が18人、事務部門が21人、その他の部門が7人となっております。

なお、医師につきましては、大学から派遣される非常勤医師を含め、常勤換算後の数字で申し上げますと、市立病院は11.8人、美唄労災病院は28.4人となっており、それぞれの病院における職員数の合計は、市立病院が179.8人、美唄労災病院が331.4人となっております。

委託業務等による従事者数は、市立病院は清掃部門に13人、事務部門に3人、その他の部門に3人の合計19人。美唄労災病院は清掃部門に18人、事務部門に26人、給食部門に6人、その他の部門に26人の合計76人となっております。

また、新病院における必要職員数につきましては、現在300床に基づく見直し作業を進めており、今後明らかにしてまいりたいと考

えております。

いずれにいたしましても、職員の雇用確保は重要な課題であり、職員の意向などに配慮し対応してまいりたいと考えております。

最後に、統合の時期についてであります。平成20年4月を目処に、市と機構双方において最大限努力してまいりますので、ご理解願います。

なお、市民のバス利用状況につきましては、市民部長から答弁をさせていただきます。

●議長林 国夫君 市民部長。

●市民部長岩本良一君 市民のバス利用状況について、私から答弁させていただきます。

市民のバス利用状況についてであります。市民バス東線では、平成16年度10万0,952人、17年度8万8,530人、18年度9万9,199人となっています。また西線では、平成16年度1万4,023人、17年度1万2,298人、18年度1万1,527人です。

次に、美唄自動車学校の南美唄線は、平成17年4月から運行を開始してございますので、17年度は9万4,511人、18年度8万7,849人です。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教育再生会議についてであります。去る6月1日の第2次報告において、第1次報告の柱でありました公教育再生をさらに一歩進める観点から、「学力の向上」「徳育の充実」「大学・大学院の改革」「教育財政基盤の在り方」などが提言されたものと認識しております。

ご指摘の徳育の教科化につきましては、い

じめや犯罪の低年齢化など、現在の子どもを取り巻く環境を踏まえ、規範意識や公共心を身に付けさせることを目指したものであり、また、授業時数の10%増につきましては、全ての子ども達に基礎学力を確実に身に付けさせることを目指しているものであるというように、どの提言も今日的な教育課題に対応するためのものであると受け止めております。

いずれにいたしましても、地方分権の視点を十分踏まえた上で、学校をはじめ、様々な関係者の意見にも耳を傾けながら、国民的な議論を一層深め、社会総がかりで教育改革を推進していくことが大事であると考えているところでございます。

次に、社団法人日本青年会議所作成のDVD「誇り」についてであります。このDVDは女子高校生が過去から来た青年と出会い、靖国神社で日本の戦争の話を書くという内容だと承知をしております。

このDVDの活用につきましては、現在のところ道教委などからの通知等の情報がないことから、現段階での教材活用等に関する判断はできない状況にある、このように考えております。また、美唄青年会議所にも問い合わせしてみましたところ、「このDVDについては、美唄青年会議所としては市教委及び学校等へ教材活用の依頼を行わない」という回答をいただいているところでございます。授業で活用する教材は、児童生徒にとって大変大きな影響を与えますことから、その選定にあたっては慎重に検討し、判断していかなければならないものと考えております。

次に、高等学校の統廃合といわゆる適正配置についてであります。初めに、北海道教

育委員会が6月に公表した「公立高等学校配置計画案」は、高等学校進学希望者に見合った定員を確保することを基本として、中学校卒業生数の状況を踏まえ、生徒の多様な個性、進路動向などに対応した学校・学科の配置や規模の適正化を図ろうとするものです。そのために、平成20年度から22年度までの高校配置の計画を策定するとともに、平成23年度から26年度までの見通しを示したものでございます。

次に、美唄聖華高校についてであります。昨年8月策定の「新たな高校教育に関する指針」では、農業又は看護学科を置く高校については、1学年2学級でも5月1日現在の1学年全体の在籍者が40人以下となった場合、今後のあり方を検討することとなっております。現在、当校は定員を確保していますことから、今回の計画案では再編整備の対象となっております。

次に、美唄工業高校についてであります。学科は電子機械科、電気システム科、建築科の3学科あり、生徒数は今年度5月1日現在、電子機械科1年生18名、2年生33名、3年生31名の計82名。電気システム科は1年生28名、2年生24名、3年生21名の計73名。建築科は1年生16名、2年生17名、3年生7名の計40名という状況になっております。

今回示された配置計画案では、平成22年度に建築科が募集停止となり、3学科から2学科編成となりますが、配置計画を策定した後、急激な中学校卒業生の増減や生徒の進路動向に大きな変動が生じた場合など、通学区域における中学校卒業生の進路動向等を見極めて毎年度検討することとしております。

●議長林 国夫君 長谷川議員の再質問は、午後からいたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前12時01分 休憩

午後1時00分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

長谷川議員の再質問から入ります。

7番長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員 この場所から何点かについて、再質問させていただきたいと思っております。

1つ目は、財政問題のいわゆる住民の税負担の問題ですけれども、税源移譲によって所得税と住民税、合わせた額に大きな変化はないと、いうことで先ほどご答弁ありました。しかし、実際には前年の収入に比較して、今年の収入が大きく減少した場合、そうした場合には住民税が増額になる、そうした場合もあるのではないかと思うわけです。そうした増税分に対して、救済措置があるのかどうか。あるとすればどのような形になっているのかお聞きしたいと思います。

次に、後期高齢者の医療制度、福祉行政についてですけれども、後期高齢者医療制度に伴う、保険料負担について、所得の低い方への軽減措置が設けられるというご答弁があったわけですけれども、その具体的な内容がどのような形になっているのかお尋ねしたいと思います。

それから、高齢者に対する保険料、いわゆ

る少子高齢化が進んでいるという中で、そうした高齢者に対する負担もふえてくるということで言われるんですけれども、私は、少子高齢化という問題で言えば、私は高齢者に対する負担をふやしていく上での口実、お年寄りにすれば負担がふえても仕方がないんだという口実にされているような気がするわけです。

実際には高齢者に対する負担、病院代がこの数年の間、どんどん病院代が上がる、あるいは保険料が上がる、一方では年金がどんどん減らされる、そうした、まさに国によるお年寄りいじめ、これがまさに極限に達していると言っていると思うわけですけれども、私はそうした状態の中で、少子高齢化ということをお口実にするようなことではなくて、あくまでも高齢者医療制度、本当に高齢者のための医療にするための、抜本的な対策を国に対して求めていくべきじゃないかと、このように考えておりますけれども、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから次に、生活保護制度の見直しですけれども、今回の全国知事会の提言内容、この内容について具体的にお聞きしたいと思います。

1つは、高齢者の新たな生活保護の取組みということで、「現行の生活保護制度内での高齢者のみの世帯を分離する」ことが言われておりますけれども、1つの世帯を高齢者とそれ以外に分けるということなのか、それとも「分離」の内容、どういうものなのかお聞きいたします。

それから2つ目には、この提言の中に、「将来的には生活保護制度とは別に、高齢者対象

の生活保障制度の検討」ということがうたわれているわけですがけれども、これも具体的にどのような制度を考えているのかお聞きいたします。

3つ目ですけれども、就労自立促進ということで、提言ではケースワーカー等のマンパワーを集中的に投入する。生活訓練、職業体験、就労斡旋など、そうしたことをやるんだということが言われているわけですがけれども、これは、それに携わる福祉事務所の職員を増員すると、そして支援体制をつくっていくということなのか、どうなのか。

それから4つ目ですけれども、生活保護に移行する防止策、生活保護を受けないようにするための方策として、就労自立のための支援策と同様の制度を導入することや、非正規労働者の待遇改善に取り組むべきということが提言の中でうたわれておりますけれども、具体的にはどのような内容なのかについて、お聞きしたいと思います。

それから次に、地域医療の確立の問題ですけれども、その前に3つ目に、いわゆる市の交通機関の問題ですけれども、先ほどのご答弁の中で、国土交通省の新しい制度、その内容が十分よくわからないと、つかみきれないということですがけれども、私は、この制度を何としてでも早く詳細をつかんでいただいて、それを何とか美唄の中でそれを活用して、市民の利便性を図る、便数をふやすとかあるいは運賃を下げるとか、そういう方策を何とか探っていただきたいということを要望しておきたいと思っております。この点については、ご答弁していただかなくても結構です。

それから4点目の地域医療の確立の問題で

すけれども、先ほどのご答弁の中で、医者の確保の問題については極力確保のために努力をしていくということだとか、あるいは美唄市が労災病院を譲り受けるにあたっての譲渡の条件については、現在、機構や国と協議中だということなどを言われているわけですが、メロディの臨時号が各ご家庭に配布された中で、非常に多くの人たちから疑問、あるいは不安、そういうものが寄せられているわけです。先ほども申し上げましたけれども、そうしたこれまで持っていた疑問や不安、これがメロディで解消されたかということではなくて、むしろ一層そうした不安だとか疑問が深まったというのが多くの人たちの意見なわけです。

だから、機構等との議論、話し合いの経過を見ながら説明会をしていくんだということですが、私は、そうした市民の疑問、そうしたものにこたえるためにも、何としても説明会、そうした譲渡の条件だとか医者の確保は本当にどうなのかということでは、随分多くの方が疑問や不安を持っているわけですから、それに応える形での説明会を急いでしていただきたいと思っておりますけれども、その部分については、先ほどのご答弁から余り進まないのかなと思っておりますので、お答えいただかなくて結構ですが、改めてお聞きしたいのは、いわゆる雇用の問題です。

中間取りまとめの中では、組織内での配置換えや転勤及び他の医療機関等への就職等について、支援を行うということを行っているわけですが、しかし、先ほどのご答弁の中で、それぞれの病院の従業員数、医療に携わっている人たち、医者も含めてですけれども

看護師、あるいはレントゲン技師、検査技師、またはそればかりでなくて清掃だとか給食、そうしたものに携わる人たち、両方の病院の人たちが1つになるわけですから、当然そこには余剰人員が出てくるわけです。

先ほどのご答弁のあれで見ますと、300床に対してどれだけの人数が必要なのかということでは、現在検討中ということですが、大まかに言えば、2つの病院の両方を合わせた数の約3分の1は再就職、そういう形をとらざるを得ないのではないかと。かなり大まかな数の分け方ですが、そうした中で実際に転職をしなければならない人たちというのは、市立病院にいた人たちなのか、あるいは労災病院にいた人たちなのかということで見ると、労災病院でいままで働いていた人たちの方が、いわゆる中間取りまとめの中で言われている組織内の配置転換ということを見るとすれば、労災病院で働いていた人たちが転職をするという、そういう数の方が多くなるのではないかとということも1つには考えられるわけです。いずれにしても、美唄市立病院に働いていた人たちにしても、あるいは労災病院に働いていた人たちにしても、長年美唄に住んでいて、美唄に家庭を持ち、子どもたちも美唄の学校に通っている。そういう人たちが他の地域に転勤するということになるわけです。それだけに、そうした人たちの中からはいろんな不安だとかが出てきているわけです。

そうした人たちの不安に対する対策をどのように考えておられるのか。雇用の問題、あるいは再就職の問題について具体的にお聞きしたいと思います。

それから次に、教育長にお尋ねするわけですが、すけれども、いわゆる教育再生会議の中で出されている、徳育の教科化という問題です。先ほどのご答弁で徳育の教科化につきましては、「いじめや犯罪の低年齢化など、現在の子どもを取り巻く環境を踏まえ、規範意識や公共心を身に付けさせることをめざしたものである」ということで、徳育の教科化という問題について理由付けをしているわけですが、すけれども、しかし、皆さんもご承知のとおり、子どもたちの24時間、言ってみれば24時間大人も子どもも同じですが、子どもたちが学校で過ごす時間というのは1日の中の何分の1なわけです。4分の1あるいは5分の1。そのほかの時間は、いわゆる家庭を含むこの社会の中で生活しているわけです。子どもたちが学校から帰ってテレビのニュース見るとか、あるいは高学年になれば新聞を読むとかするわけですが、そこで目にするのはどういうことだろうか、いま社会で起きていること、非常に社会道徳、明確に言えば犯罪にかかわる部分、随分あるわけです。たとえば談合による汚職・贈収賄の問題、あるいはそうした人たちの逮捕されたという問題とか、それから公務員、自衛隊員、警察官、教員、あるいは市町村の職員とか、そういう人たちがお酒飲んで車を運転したとか、あるいはそういう人たちがセクハラしたとか、児童買春したとか、そういうことも随分毎日のニュースでいろんな形で入ってきているわけです。そのほかに非常に殺伐なニュースなども、それはいま言いませんけれども、そうしたことが起きているわけです。いま裁判になっている問題の中では、お酒を飲んで車を

運転して子どもをひき逃げしたということだとか、子どもたちから見れば「今の大人社会何だ」ということも出てくると思うんです。

学校の中で公共心だとか規範の意識だとかいうことを、いくら口で、先生方が口をすっぱくして言っても、子どもの中から「おれたちにそういうこと言うなら大人社会の方に目を向けろ」と言われたら、教員が口を返せないような自体が社会の中で起きているわけです。

私は教育という問題、いまの子どもたちをめぐる環境、いまの子どもたちの犯罪の低年齢化だとか、いじめだとか、非常に深刻の問題だとして受け取っているわけですが、それをただ道徳の徳育の教科化ということだけでは済まされない問題と、私はそう思うんです。

やはり、子どもも含めての教育問題、私もっとその問題を、日本の教育はどうあるべきかということを検討する場としては、そうした教育再生会議の主要なメンバーが、いわゆる靖国派と言われる人たち、かつての侵略戦争が正しい戦争だったという考え方を持っている、そういう人たちが中心メンバーにいるような、そうした再生会議ではあってはならないと、やっぱりもっと多くの研究者あるいは有識者、そういう人たちも含めて、日本の国民の英知を集めたような形で、やはり時間をかけて議論をしていく、そういう内容、ぜひそうしたものと思うわけですが、そういう問題に対して教育長としてはどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

それから次に、高等学校の統廃合の問題ですが、すけれども、きょうの北海道新聞の空知版に

載った記事です。これは聖華高校についての記事ですけれども、先ほどのご答弁の中では聖華高校については、いまのところ統廃合の対象になっていないということなので、私も大変胸をなでおろしているわけですが、この新聞の記事にありますように、聖華高校は非常に評判のいい、優れた看護師養成の学校だと思うんですけれども、私は、この学校が本当に今の看護師が全国的に不足しているという中から、聖華高校は統廃合の対象というよりも、むしろ定員をもっとふやすと、学級数をふやすということを道教委あるいは道に働きかけてほしいと、そう思うわけです。

こうしたすばらしい学校から、社会に役立つ看護師を多く社会に送り出すということも、この学校の大きな使命ですけれども、その定員をふやす、あるいは学級数をふやすということを、道教委にぜひ働きかけていただきたいと、このように思うわけです。そのことについて、お答えをいただきたいと思っておりますけれども。

もう1つは、美唄工業高校の問題です。先ほどのご答弁で各学科の生徒数が3年生、2年生、1年生とだんだん生徒数が少なくなっているということが見受けられるわけです。いま、建築科を平成22年から学級閉鎖すると、生徒募集を停止するということですが、このままいくと、場合によっては、美唄工業高校が美唄からなくなるということも考えられないわけではないと思っています。しかし、高校が1つ市からなくなるということは大変な問題だと思うわけです。経済的にも非常に大きな打撃を受けるということだと思いますので、そうした傾向にならないよう

に、美唄から高校が1つ消えてなくなるということにならないように、ぜひ道の教育委員会の方に働きかけていただきたいと、このように思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、財政問題について、税源移譲による税源負担の増加についてであります。住民税は原則として前年の所得に課税し、所得税は当年中の所得に課税されるものであります。今回の税源移譲では、平成18年分と19年分の所得等の状況が同じであれば、所得税の減少と住民税分の増が同額となるよう調整控除も含めた税率構造の見直しが行われたものであります。

ただし、平成19年分の所得が大幅に減少となった場合、住民税の増分のみ負担が生じることとなります。そのため、平成19年分の所得税が課税されない程度に所得が減少した人には、申告することで住民税を税率構造改正前の額まで減額する経過措置が講じられているところでございます。

次に、後期高齢者医療制度に伴う低所得者に対する軽減措置であります。低所得者の方には、世帯の総所得金額に対して、7割、5割、2割の段階的な軽減措置が設けられておりますので、1人ひとりの負担能力に応じた保険料となります。

また、少子高齢化がさらに進行することが予測されることから、国民皆保険制度の維持継続について、国に対し十分な財政措置を講じるよう、今後も全国市長会などを通じ要望してまいりたいと考えているところでござい

ます。

次に、生活保護に関する提言についてですが、初めに、高齢者のみの世帯とは、現行の世帯分類のうち稼働年齢を超えた高齢者世帯を指し、体力的な衰えにより稼働が困難であることから生活の維持・継続するための金銭給付に特化して、生活保護制度から分離し新たな制度により保障すべきという内容であるとと考えております。

次に、高齢者対象の生活保障制度についてですが、高齢者世帯は経済的自立の可能性が極めて低い状況であり、生活保障制度が生活保護制度以外になく、すべて生活保護にかかってくる現況にあることから、経済的支援や日常的な相談・援助などを含め、新たな高齢者の対応策が必要であるとされています。

次に、支援体制についてですが、高齢者世帯を新たな施策で対応することにより、ケースワーカーも稼働世代の被保護者に対し、より集中的に自立への支援を行える体制が確保できるということであり、単に職員の増加を意味するものではないものと考えております。

また、体制の整備・強化については保護実施機関が全て対応するというのではなく、福祉事務所と労働部門の一体的な連携のもとに、国の推進体制としても医療・社会福祉部門なども含めた支援体制を構築すべきという内容であるとと考えております。

次に、生活保護移行防止策についてですが、被保護者との境界層にある方が増加傾向にあることから、職業訓練や職業体験などの就労支援を行うことにより、就労阻害要

因の除去につながり、就労での自立が可能となることから、生活保護の稼働世代と同様の支援策を利用し生活保護への移行を防止しようとする内容であるとと考えております。

また、非正規労働者の待遇改善につきましては、パートタイマーなどの雇用条件や待遇を見直すことにより、安定した収入や将来に向けた生活設計の見込みができることから、労働条件を改善し保護への移行防止を図ろうとする内容であるとと考えております。

いずれにいたしましても、この提言を受けた国の考え方については、まだまだ不透明なところがございますので、今後その動向につきまして情報収集してまいりたいと考えております。

最後に、病院統合について、雇用の確保についてですが、新病院は持続可能な病院にすることが重要と考えておまして、今後、労働者健康福祉機構と新病院の職員配置等を具体的な詰めを行うこととしております。

職員の対応につきましては、機構及び市において、それぞれで行うこととしており、新病院で多くの方々を雇用できるよう医師の確保に努め、診療体制を確立することが急務と考えております。

いずれにしましても医師の確保とともに雇用の確保は重要な課題であり、機構と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 長谷川議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、教育再生会議についてですが、これは21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を図っていくために、

教育の根本、基本にさかのぼった改革を推進する必要性があるということから、平成 18 年 10 月 10 日に閣議決定され、設置されたものと認識をしております。

その構成は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣並びに有識者となっており、必要に応じ関係者の出席を求めることができるとされております。

教育再生会議の報告につきましては、今後の教育の方向性を示す上でも、非常に重要な位置付けとなるものでありますことから、幅広く教育関係者等の意見に耳を傾けながら、国民的な議論として十分時間をかけ、慎重に検討していく必要がある、このように考えているところでございます。

次に、美唄聖華高校についてであります。現在、道内にある看護学科は美唄と稚内に設置されておりますが、北海道教育委員会としては、看護学科も含めて職業学科につきましては中学校卒業生数の状況などにより、総合的に今後の配置を検討するとのことでありまして、教育委員会といたしましても、このような動向を見極めながら対応してまいりたいと考えております。

次に、美唄工業高校についてであります。「公立高等学校配置計画案」では、平成 22 年に学級減が示されたところであります。教育委員会といたしましては、本年 5 月に行政、経済関係者及び教育関係者などにより構成されております「美唄市高校問題等対策協議会」を開催して、市内の高校が置かれている現状と今後の市内の高校のあり方を検討するため、検討委員会の設置をしたところでございます。

今後、この検討委員会での議論の内容など

を踏まえ、北海道教育委員会と協議をしてまいりますとともに、地元高校の生徒確保に向け、高校と連携した取り組みを行っていかねばならないものと考えております。

●議長林 国夫君 7 番長谷川吉春議員。

●7 番長谷川吉春議員 1 つは所得税、住民税、いわゆる税源移譲に伴う税負担の問題ですけれども、これは今年の 3 月の確定申告のときにもらった資料ですけれども、平成 19 年からあなたの所得税、住民税が変わりますということですが、言ってみれば住民税はふえるけれども所得税が減る。だから基本的には今までと負担は変わらないんだということです。ここに書かれている基本は。いろいろ細かい数字が出ていて、あるいはモデルケースなども幾つか出ているんですけれども、書かれているのは、ほとんどの方は 1 月分から所得税が減り、その分 6 月分から住民税がふえることになります。しかし、税源の移し替えなので所得税、住民税の負担は基本的には変わりませんと、これが担当した人からもらったものです。

税源移譲の問題については、これは国の方の説明でもそういう説明されているし、それからいつだったか、半月ほど前だったか、もっと前だったかちょっと忘れたんですけれども、テレビのコマーシャルで住民税と所得税が税源移譲によってもほとんど変わらないんだという、そういうコマーシャル見てびっくりしたんです。こういう説明、コマーシャル、テレビ、国の税金をかけて、そういう説明をしなければならないほど、やはりこれは定率減税の問題も絡んでいますから、税源移譲による住民税の増税という部分で、国民の中で、

あるいは美唄市民の中での関心が高いんだと思うんですけども、いわゆる税源の移し替えなので所得税、住民税の負担は基本的には変わりませんと、はたしてそうだろうかとは、そう疑問を思うわけです。

ちなみについこの間、納付書が来ましたので、私の納付証書です。納付書が来ましたので、その納付書を持って税務課へ行っていろいろ説明していただきました。税金が、住民税がこう変わります、所得税がこう変わりますといろいろ説明していただいたんですけども、それで見ると基本的に変わりませんではなくて、変わっているんです。いわゆる両方合わせた分では、やはり増額になっているわけです。だから、そうすると基本的には変わりませんと言っているけれども、実際には変わっている人たちもいるんだということです。

私のことで大変恐縮ですけども、私の場合、去年も今年も所得の方はまったく変わらないです。議員報酬が上がっているわけでもないし、年金が上がっているわけでもない。それから家族構成も変わっていない。だから、ほとんど中身は変わらないんですけど、実際に細かく計算してみると、定率減税廃止による増税以外にも、一定の金額がふえているわけです。

これは、私の例で申し訳ないんですけど、私のような家庭、例えば去年も今年もほとんど変わらないと、家族構成も収入もほとんど変わらないというところは、美唄市にも随分たくさんおられると思うんです。極めて平凡な家庭だと思うんです。そういう家庭で基本的に変わらないのではなくて、実際には増税

になっているということが出てきているわけです。しかし、多くの人たちが基本的には変わりませんというから変わっていないんだなと、もしそうした思い込みがあるとなれば、そうでない場合もあるんだよということも、これは当然説明していかなければならない、私はそう思うんです。

そうした説明を、どのようにしていくのか。窓口にお問い合わせに来た人だとか、そういう人たちには説明はできると思いますけれども、そうでない人たちにも当然市としても説明をしていかなければならないと思うんですけど、そうした中身をどのように説明しようとしているのか、今後の取り組み、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

それから次に、生活保護制度の問題ですけども、今度の提言、いわゆる全国知事会と全国市長会、両方が共同して設置したのが新たなセーフティネット検討会ということで、そこでの提言が、先ほど質問した中身なわけです。その提言の中身どうだということで質問しましたけれども。

しかし、この提言の中身、ずっと先ほどのご答弁聞いてみても、やはりその狙いは、生活保護を受けづらくする、そうした中身としか受け取れない中身になっているわけです。例えば就労促進、強力に促進させるという提言の中にはそういうことがあったりして、これまでもいろんな形で、美唄もそうですけれども、生保を受けている世帯に対しても、あるいは受けたいという人たちに対しても、美唄市としてもいろんな形で就労の対策、支援そういうことをやってきて、それなりの成果、そういうもの上がっていると思うんですけれ

ども、それを強力に進めるということです。

これまで生活保護制度そのものが、この数年の間、生活保護そのものを非常に受けづらくなってきているというのが実際の中身だと思うんです。ここ1、2年の間で見ても、例えば生活保護を申請しても認められなかったと、そのために餓死したというのがついこの間の、去年の話でしょうこれは。北九州市で起きていますけれども。それから、生活保護を申請したけれども受けられなかったということで自殺している人もいます。それからこれも新潟での事件ですけれども、生保申請したけれども受けられなかったということで、それに抗議するということが、福祉事務所の前で焼身自殺したということが、現実にもそういうことが起きているわけです。

そうしたことが、この提言を実際に実施していく場合には、そうしたことが一層深刻な事態になっていきかねない、そういう内容を持っている、私はそう思うわけです。

全国知事会、市長会の共同で設置した新たなセーフティネット検討会。これは、全国市長会も入っているわけですから、当然その構成員の一員である桜井市長もその構成員の一員であります。当然、提言の中身に対して重大な責任があると私はそう思うんです。もちろん日本の中には830ぐらいの市がありますから、それだけの人数が、市長がおられると思いますし、市長の中にはそうした生活保護行政に対する考え方、いろんな違いをお持ちの方もいると思いますけれども、私は少なくとも美唄市長である桜井市長が美唄市民の立場に立って、本当にそうした弱者を守る立場、その立場に立って福祉行政を進めてほしいと

思いますけれども、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答えします。

税源移譲による税負担の増加についてであります。所得の増減や所得税と住民税の課税対象となる年所得の違いによりまして、税額に影響する事例が生じる場合もありますので、個々の住民税についてのお問い合わせなどを通して、できるだけわかりやすい説明に努めてまいりたいと考えております。

次に、生活保護制度の見直しについてあります。提言につきましては、憲法で規定されている最低限度の生活保障を守りつつ、現在の社会状況に対応すべく内容に見直しを行おうという趣旨のものであると考えております。

私といたしましては、市民が安定した生活を送るため被保護者のみならず、低所得者層に対しましても支援体制のあり方については見直しが必要であるとともに、当然、国の責任においてセーフティネットとしての制度の充実が必要であると考えております。

●議長林 国夫君 次に移ります。

13番紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員（登壇） 2007年第2回市議会定例会にあたり、ごみ処理行政と財政運営の2点について市長に質問いたします。

ごみ処理行政については、家庭ごみ有料化に踏み切ろうとしている節目の年度にあたり、これまでのごみ処理行政の総括を求めるとともに、家庭ごみ有料化の基本的課題について市長の認識を求めたいと考えています。

また、財政運営については、06年度、平成18年度の出納閉鎖に伴う決算概要が示されたことから、その主な内容とともに、決算を市政の重要課題であります財政再建団体に転落しないための施策にどう生かそうとしているのか、市長の課題解決に向けた基本的取り組みについて、私の考えを交えて質問をしたいと思います。

最初は、ごみ処理行政についてであります。その1つは、ごみ処理基本計画の進捗状況について伺います。

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村に策定が義務付けられた一般廃棄物の処理計画であり、美唄市は2003年平成15年3月にごみ処理基本計画を策定いたしました。この計画は2003年から2021年、平成15年から平成33年までの19年間の一般廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用の推進、収集運搬、処理、処分等について定められ、さまざまな取り組みにより目標年次であります2021年には排出量の削減目標として25%の削減を、再生利用による減量化目標としては分別収集の徹底により、総排出量の27%に当たる減量を目指すものとなっています。

そこで伺いますが、排出抑制、再生利用適正処理等ごみの減量化、再資源化のための取り組んだ施策の内容と、数値目標がどう達成されたのか、今日までの取り組みの実績とともに、市長としてごみ処理基本計画に基づく取り組みをどう評価しているか、いわゆる中間的総括をお示ししていただきたいと思えます。

その2つは、家庭ごみ有料化についてであ

ります。このことについてはすでに美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件とともに、関連する予算については平成19年度美唄市一般会計補正予算第1号が提案され、今後、それぞれ付託された委員会において細部にわたる具体的な審査が行われることと思いますので、ここでは基本的課題について伺いたいと思います。

1つは、有料化の法的根拠はどこにあるかについてであります。一般廃棄物処理行政は、基礎自治体である市町村が行う最も基本的な自治事務の1つであり、係る行政支出については自ら処理をしなければならない原則であります事業系ごみ処理費用を除いて、いわゆる一般廃棄物については税と一般財源で賄うべきであり、利用が特定される市民に対して課すと定義付けられている手数料の徴収は、市民から二重の負担を強いるとの考え方があります。

私は、このような考え方は考え方としても、そういう見方はしていません。地方分権の今日、市民の合意形成をもとに地域循環型環境行政を行うというしっかりとした行政目的を掲げて取り組む行政課題として位置付ければ、美唄市自らが能動的に判断し得るものと理解をしています。家庭ごみの徴収の根拠についての、市長の考え方を問うものであります。

2つは、美唄市廃棄物減量等審議会答申内容を実施計画にどう反映したかについてであります。

審議会は、2005年平成17年7月に市長から家庭ごみの減量化施策とその方策としての有料化についての諮問を受け、発足以降8回の熱心な審議を経て、昨年9月9日に答申が

なされました。答申書は、家庭ごみの有料化は排出抑制効果が働き、減量効果が期待できるほか、ごみ処理費用の負担の公平化などに対し、有効な手段と考えられ、また市民1人ひとりの意識が高まり、自主的にごみの減量化に取り組む契機となるほか、資源化の促進も期待できることから、ごみの減量化の有効な方策として家庭ごみの有料化を実施すべきであると有料化に踏み込むことを明確にうたっています。

この審議会答申は、いま申し上げました有料化の結論を示した答申とあわせまして、家庭ごみの減量化の方法、有料化の効果、有料化の方法、そして有料化の実施時期、あわせまして付帯意見が出されております。これは、具体的に施策に反映すべきであろうという内容で示されたものであります。

少しご紹介をしたいと思います。まず1つ、ごみの減量化及びリサイクルの推進についての項であります。

1つは、ごみの分別方法は、当面は大きな変更を行わないで、集団資源回収を促進する。2つ、生ごみ堆肥化容器購入補助事業の助成を推進し、家庭や小規模事業所で生成した堆肥の利用や飼料、家畜飼料です、有効活用を促進すること。

2つに、不法投棄及び不適正排出対策といたしまして、不法投棄の防止対策、監視体制の強化、サンアール推進員と連携しながらステーションにおける不適正排出の防止、マンションの管理体制の指導、不法投棄に対しては警察との連携、あわせましてカラス対策など地域環境美化のためにごみ散乱防止用ネット等の無料配布を行う。収集方法についても

言及をされておりました、不適正排出防止のために、ステーション方式から個別収集への移行を検討すること。さらに、意識啓発事業を促進する。

既存の料金体制の見直しの項でございますが、ここでは、一般廃棄物の処理の中で、事業系については、自らの責任で処理をすることが法律の趣旨に位置付けられております。この事業系ごみについては、家庭ごみ収集手数料との均衡を図るため、必要に応じ見直すことと、こういった付帯意見もあわせて示された、この有料化についての答申が出たわけでありまして。

そこでお尋ねをいたしますが、ただいま紹介をいたしました審議会の答申内容について、市としてそれをどの点を反映をしたのか。これは、私は目に触れておりませんが、この答申では、実施計画書をつくるということになっているわけでありまして、過日の予算議論、12月の議論、そこでも指摘をいたしました。すでに準備が整っているというような話もお聞きをしておりますので、この実施計画はお持ちだろうと思いますが、これらの、このごみの減量、そして有料化に向けた実施計画、答申を受けた実施計画に反映をしたもの、そして反映できなかったもの、できなかった事項についてはなぜできなかったか、この辺を整理をしてお答えをいただきたいと思います。

家庭ごみ有料化の基本的課題の3つ目でございますが、議会提案に至る経過と議会提案以降有料化スタートまでのタイムスケジュールであります。

議会提案に至る経過は、過去何度か議論をしておりますが、取り組みが他市の例と比較

して、ゆとりある取り組みでなかったということはご案内のとおりでありますし、私もそう認識しております。今後、この議会では常任委員会が明日1日という日程で行われて、めでたくそこで打ち上がると、6月の予定では22日最終日、ここで議決がなった後で、この有料化をスタート予定としております10月、これまで具体的にどういう取り組みをしようとしているのか、答申には十分市民への周知期間、準備期間を設けなさいということも書いておりますし、様々な施策についても触れられているわけですが、これらのタイムスケジュールについてお聞かせをいただきたいと思っております。

大綱の2点目は、財政運営についてであります。

07年、06年度平成18年度の各会計決算概要が、過日の定例会初日の市政報告で示されました。これらの決算概要を受けて、それらの中身とあわせまして、諸課題について以下お尋ねをしたいと思います。

1つは、ちょうど昨年この時期でありましたけれども、夕張の財政再建団体転落の報道が北海道新聞に出された、6月9日か10日だったと記憶しておりますが、その議論を受けて美唄における負債の総額をお尋ねを私はいたしました。

その際は約560億円程度というような、トータルをするとそういう数字でありましたが、平成17年、05年度の負債総額は最終的に543億円という数字が示されたわけであります。負債かどうかというその定義についても、これはすっきりしない要素もございましたが、市長は、543億円の負債の総額を抱えている

ということをご答弁をされました。

地方債の全会計の残高が大層であります、債務負担行為、そして、すでに一般会計が借入をしております各種積立金の繰替運用、さらには、第3セクター、土地開発公社等の、いわば表現は悪いかもしれませんが隠れ借金、これらを含めて543億円ということでした。

その後、この06年度の決算見込み、このときにも議論をいたしました、ここではおおむね総額で552億円だろうと、9億円程度ふえるというような見通しも立てられました。この決算の概要が示された段階で、負債総額というものをどのように押さえていращやるのか。そして、その中身について、主な内訳を含めてお示しをいただきたいと思っております。

2つ目は、一般会計。このたびの決算概要では3,301万3,000円の剰余金を生じたという内容でした。これらの当初予算比較で歳入歳出の主な増減要素と合わせまして、予算の段階では4億3,000万円の財源調整を行ったわけであります。

この4億3,000万円の内訳は、土地売払1億3,000万円、国民健康保険支払準備基金からの借入1億円、特別交付税2億円。ただ、このうち土地売払につきましては、提案をされておりました市職員に対する給与の減額が、そのとおり実行されましたので、その1億3,000万円うち1億1,000万円浮く勘定になりますから、この時点ですでに3億1,000万円、3億2,000万円、こういった額になるかと思っておりますけれども、これらの当初示した財源調整の内容が、この決算概要でどのような結果になったのか、このことについてもあ

わせてお示しいただきたいと思ひます。

3つは、病院会計の問題であります。

18 億円を超える不良債務が発生しておりました、それがこの1年間で、予測ではすでに 20 億円ということが出たわけでございますが、これらの不良債務状況、具体的に不良債務がどのようになったのか、その内容を中心にしてお尋ねしたいと思ひんですが、1つは、主な増減要素であります、これは当初予算で業務予定を立てるわけであります。これらがどのようになったのか、主なもので結構であります。

それから病院の健全化、第5次健全化計画、これらとの関連でございますが、5次健とのいわば乖離の問題でありますけれども、すでに5次健の計画そのものが破綻をしている、計画ではなくなっている、こういう実態が言われて久しいわけでありまして、これらが決算を踏まえてどのような結果になったか、この辺をひとつあわせてお示しをいただきたいと思ひます。

4つ目は、土地開発公社の経営の現状、課題、健全化方策についてであります。

土地開発公社の平成 18 年、06 年の経営の状況、決算、そして新たな年度の事業計画等につきましては、過日の本会議において市長からその報告がなされたわけでありまして、しかし、あの報告を見ても、公社の経営状況がどうなっているのかというのはわかりづらい、わからない。

私は以前からこの土地開発公社について、実態がどうだろうかということをしつかりと示す、そういった財政情報の開示が必要だろうということ申し上げておりましたが、報告は

報告として、市民の目線で土地開発公社についての、いまほど申し上げました、どういう問題点があって、それらをどのように把握をして、そしてそれらをどうすることによって健全化に持っていかうとしているのか、これらについての認識と考え方をお示しをいただきたいと思ひます。

5つ目は、第3セクターについてであります。

第3セクターにつきましては、株式会社ベル・カント、それから美唄ハイテクセンターそしてHCCコンピュータ学校、これらが第3セクターとして位置付けられているわけでありまして、これらの第3セクターの経営の状況についても、土地開発公社同様、その内容についてわかりやすい説明をお願いしたいと思ひます。

6つ目は、新再生法制における4つの健全化判断比率でございます。これにつきましては、過日の同僚議員の質問にも触れられておりました、連結赤字比率が 19.9%という数字が出されておりました。実質公債費比率につきましては、すでに公表されております平成 17 年、05 年度の示された 23.6%と、これは変更がないだろうということでありました。実質赤字比率につきましては、普通会計が赤字ではありませんから、これは出てこない。将来負担比率につきましては、これはまだ積算の算定の仕方そのものが明らかでないということで、これも出ないということでありまして、連結実質赤字比率と実質公債比率ということが、これが4つの健全化判断比率における、美唄におけるポイントということになるわけでありまして、今後のこの判断比

率が、いつどの時点で示されるのか、あわせてこの判断基準、これらがどういうふうになるのか、これも一度お伺いしておりますが、常に情報を国等から入手しやすい市長として、どのように押さえておいでになるのか、このことをお尋ねをしたいと思います。

財政運営の2つ目であります、公債費負担適正化計画の概要についてお伺いしたいと思います。

このことにつきましては、実質公債費比率が18%を超える団体に、策定を義務付けられております公債費負担適正化計画、過日の議論の中でも、この3月にはまとめて計画書ができ上がったということでございます。この計画の概要のポイントと、あわせて自立推進計画、それから後期基本計画等との整合性が図られたものであるのかどうか、この点についてお答えをいただきたいと思っております。

財政運営の3つ目であります、総合的な財政情報開示の取り組みについてお尋ねをいたします。

このことにつきましては、この新しい財政の再生法ということの議論とあわせて、総務省からこの平成19年度早々に、財政情報の開示の推進ということで文書が出されると承知をしております。すでに書式も定められて、美唄におきましてもインターネットを使ってすでに開示がされていると、私にも手元にその資料がございますが、これらの情報開示であります、内容を見ますとそれぞれ言葉の解説があること、そして、いわばこの財政指数等も一体どういうことなのかということをも市民の視点で、わかりやすいかどうかは別にしまして、解説を加えてある。私は、

一考されたと、工夫をされた総合的な財政情報の開示だろうと評価をいたしますが、この財政状況についての解説がない。解説というのは、この財政状況等の一覧表をしたための、美唄の現状がどうなっているかということをお解説をしたものがない。

これは、財政情報の開示のことで繰り返し指摘を申し上げておりますが、美唄市まちづくり基本条例、わかりやすい財政情報を市民の皆さんに提供する、開示をしていくという趣旨からも、市民の目線でわかりやすい開示であるべきだろうと。これは単に、国から言われて出す総合的な財政情報の開示にとどまらず、既存の地方自治法に定めがあります財政情報の公表、予算概要、決算概要、これらについても共通していることではあります、その辺について何度も聞いて恐縮ですが、市長のご認識を承りたいと思っております。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、ごみ処理行政について、ごみ処理基本計画の進捗状況についてであります、ごみ全体の処理量では、平成15年度1万6,131トン、平成16年度1万6,822トン、平成17年度1万3,046トン、平成18年度1万4,127トンとなっており、リサイクル率につきましては、平成15年度は11.58%、平成16年度は11.61%、平成17年度は13.12%、平成18年度は10.98%であります、基本計画における目標値と比べ処理量、リサイクル率とも下回っている状況でございます。

次に、排出抑制、再資源化に対する取り組みとして、リサイクルフェアやフリーマーケット

ットを通じた資源の再利用促進、また、環境意識をより一層高めるため、市民ごみフォーラムの開催、平成 18 年度から実施しております出前ミニ講座により生ごみ減量化や分別の徹底などに努めてまいりました。

今後もごみ減量化、リサイクル率の向上に向け、広報メロディ等で段ボールを使用した生ごみの堆肥化の PR や、出前ミニ講座による意識啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、家庭ごみの有料化についてですが、有料化の法的根拠につきましては、地方自治法第 227 条の規定により、手数料を徴収するものであります。

次に、家庭ごみ減量化・有料化実施計画につきましては、昨年 9 月の「美唄市廃棄物減量等推進審議会」の答申を踏まえ、庁内協議を進めた上で取りまとめをいたしました。有料化の範囲、手数料の負担方法、手数料の徴収方法、指定袋の基準などにつきましては、審議会答申を踏まえた内容となっております。

なお、指定袋の基準につきましては、1 人暮らしの高齢者世帯や単身世帯用として、5 リットルの小さい指定袋を追加することといたしましたほか、生活保護世帯への手数料の減免につきましては、公平性の観点から実施計画への反映を見送ることといたしました。

また、生ごみの堆肥化容器購入助成につきましては、過去に購入助成を実施していることから、実施計画への反映を見送ったところでございます。

次に、議会提案へ至る経過と、議会提案以降有料化スタートするまでのタイムスケジュー

ールにつきましては、答申後、実施計画の素案をまとめ、これに基づき市民説明会を行い、その意見の主なものと市の考え方については、広報メロディを通じ市民の皆さまにお知らせしたところであり、こうした経過を踏まえ実施計画を策定し、今議会に条例をご提案させていただきます。

今後、実施段階にあたっては、市民説明会を行い周知期間を設けるほか、取扱販売店の公募、指定袋の発注、指定袋の販売開始などを経て、本年 10 月を目途に有料化を実施したいと考えているところでございます。

次に、財政運営について、06（平成 18）年度各会計等決算概要についてですが、初めに、債務の状況についてですが、平成 17 年度末 543 億円に対し、平成 18 年度決算の現時点での見込みで 550 億円で差し引き 7 億円の増であり、主な内訳としまして、地方債残高がごみ最終処分場などにより 6 億円増の 498 億円、短期借入金が市立病院の不良債務増などにより 4 億円増の 27 億円、債務負担行為翌年度予定額 3 億円減の 25 億円です。

次に、一般会計における当初予算と決算との主な増減につきましては、歳入では市税が 1,900 万円の減、地方交付税が 3,300 万円の増、歳出では公債費で 3,700 万円の減などです。

また、当初予算において土地売却収入、国民健康保険支払準備基金借入金、特別交付税の計 4 億 3,000 万円を計上しておりましたが、結果として、国民健康保険支払準備基金借入金 1 億円及び財政調整基金 1,700 万円により黒字決算となりました。

次に、病院事業会計についてであります。当初予算との主な増減について申し上げますと、1日当たり平均患者数は入院が「26.1人」、外来が「95.3人」減で、これに伴う診療収益が「3億3,355万5,000円」の減収となり、医業費用は退職不補充など人件費の縮減や一般経費の抑制などにより「1億3,097万6,000円」の減少となりました。

また、第5次健全化計画に伴う特別交付税は、計画どおり「7,500万円」が措置されましたが、新たに「2億0,950万9,000円」の不良債務が発生し、第5次健全化計画との比較では「5億2,184万7,000円」の乖離を生ずる見込みであります。

次に、土地開発公社の現状につきましては、つつじ団地などの分譲団地2万7,668平米、身障指導者指導所跡地など分譲団地以外の保有地8万5,192平米、健康の丘スポーツランド用地などの先行取得用地28万0,073平米、合計で39万2,933平米を保有しており、これらに係る金融機関からの長期借入金が、平成19年3月末で10億8,400万円、支払利息が1,461万円となっております。

市といたしましては、土地開発公社に毎年運営資金として無利子貸付をしているところでありますが、先行取得用地を含めた保有地の長期借入金が課題となっているところであります。

また、経営健全化方策についてありますが、早期売却を図るため、本年4月に不動産鑑定評価をもとに、帳簿価格を実勢価格に評価替えしたところでございます。

次に、第3セクターの経営状況等についてありますが、コンピュータカレッジにつき

ましては、平成18年度決算では300万円余りの単年度黒字となりましたが、年度末累積損失は8,700万円ほどとなっております。過去5年間の学生数は平成15年度66人、16年度67人、17年度54人、18年度53人、19年度44人となっております。市の貸付金は19年3月末で1億0,500万円であり、今後とも同額で推移するものと見込んでおります。

このため、今後におきましても学生確保に努めるとともに、訓練講座や講師派遣業務等を積極的に受託して、財源確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、美唄ハイテクセンターにつきましては、平成18年度末累積損失が6,200万円となっております。平成4年に、日本政策投資銀行から借り入れた3億円の長期債務の残高は、1,940万円で、今年度完済する予定であります。市の貸付金は年度末で1億3,200万円であり、現在の入居状況で推移すると増加するものと見込んでおります。

今後ともテナントの確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、美唄未来開発センターにつきましては、平成6年度以降黒字を続けており、順調な経営状況となっておりますが、一層の体質強化が必要であると考えております。

次に、株式会社ベル・カントにつきましては、平成18年度の状況は、他の温泉施設等への客の移行や隣接するパークゴルフ場等の利用客の減少が日帰り入浴客に影響を与え、前年度の売上高を比較しますと1,127万円の減となりましたが、業務委託料などの見直しにより、繰越欠損金は26万円から13万円に圧縮されております。

今後は、パークゴルフ場やサン・スポーツランド美唄などのスポーツ施設を活用し、利用者の増を図っていくこととしております。

次に、健全化判断比率につきましては、平成18年度決算見込みベースにおける現時点での試算では、連結実質赤字比率が19.9%であり、厳しいものと考えております。なお、国においては病院事業の具体的な基準について、全国的な公立病院の経営状況や地域の実態を踏まえるとともに、政省令の策定や運用にあたって、地方六団体などの意見を十分に聴き検討するとしていることから、今後の動向など情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、公債費負担適正化計画の概要についてであります。期間中の起債発行額を単年度当たりおおむね8億円程度としたところがあります。このため、市債の発行が伴う事業の重点化が必要となることから、財政推計を見直しの上、後期基本計画に登載している事業の見直しを行うこととしております。

次に、総合的な財政情報開示の取り組みについてであります。本年1月総務省の通知があり、地方財政が極めて厳しい中、各団体が住民等の理解と協力を得ながら財政健全化を推進する必要があるとの観点から、今後の地方公会計改革や新たな再生法制の具体化も視野に入れ、第3セクター等の経営状況なども含めた総合的な財政情報を開示することとしたところがあります。

本市におきましても、この通知に基づき公表したところありますが、作成にあたっては解説などを付記し、可能な限り改善に努めたところであり、今後におきましても市民の

目線に立ったわかりやすい情報提供に努めてまいります。

●議長林 国夫君 13番紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 重ねて質問いたします。

ごみ処理行政についてであります。私もごみの問題は何度か議論してきまして、特に有料化については、市長が就任されたときから前市長の政策の継続ということで指摘をして、渋っておられたが計画にも載せられて、いよいよ運びになったわけですが、この場でお尋ねをしたいのは、なぜ実効性のあるごみの排出抑制なり、それからリサイクルができていかないのかと、そういう結果が出なかったということです。ごみ処理基本計画をつくられて、そして先の長い話ですから。

私はごみ処理基本計画を改めて見ますと、排出抑制は到達年次の削減をこれだけしたいと、こういうのあるんです。25%減らしたいというのがあるんです。ところが、各年度どうしていくのかというのがないんです。

このリサイクルにつきましても、最終的に総排出量の資源化率が幾らかというのは、これ27%にしたいとこういうふうに出ているんですけれど、この目標数値、具体的なものとしてなかなか見えないです。

排出量をどう減らしていくのかということのために具体的な施策を講じてつなげていくんだけれども、排出量については、見えない結論だけが先に出てしまって、あと数値目標というのは人口の減少等と分別の徹底ということで、ごみ量がこう推移していくという推計値しかないんです。

ですから先ほど、私は中間総括を求めると

言ったが、市長の中間総括なるものの、ご発言はどんなだったかと言うと「目標値と比べ、処理量、リサイクル率とも下回っている」こういう総括です。「こういった施策をしてきたが、不十分だった」「こういった施策をしたおかげで、これらの目標達成になった」とこれが総括です。できないというのは排出量の年度ごとの削減目標がないからつくれないんです。私はそういうふう感じたんです。

今後、この基本計画にあります中間処理の内容も、この計画つくった段階では南空知の広域事業、焼却、そして生ごみ、これらも視野に入れたものでしたが、すでにそれらの計画が頓挫をして、新たなそういう共同処理ということの模索もしておられるようですが、私は、このごみ処理基本計画というものを、しっかりとしたものに見直していくということが必要だと思うんです。その際、施策に裏打ちされた排出量の抑制の年度ごとの数値目標も含めたものにしていかなければならないだろうと思うんです。

事業系の一般ごみについても、いわゆるあわせ一杯、これにつきましても取り扱いについてどうしていくかということも明示しなければならないですし、私はそういったことが必要だろうということを申し上げたいんですが、ここではこれらについてお尋ねをしたいのは、この有料化にかかって先進事例がたくさんあります。すでに北海道23、プラスアルファー25、6になるんでしょうけれど、これらの先進事例がある中で、この有料化を契機に具体的な排出抑制なり、資源化に向けた施策をしっかりと打ち出しているんです。

中身はそれぞれの付託された委員会で議論

がなされると思うんですけど、市長の示されたものには、施策が、お金のかける施策がゼロです。1つとっても、この啓発活動1つとっても、広報にビラに織り込むなんてものでは話にならないです。改めて、排出抑制をするためにどうするかと。それこそ家庭でご覧になる奥さんの目線で作らなければならない。これも、かなりの量になるでしょう。

それから、生ごみです。処理量の約40%と言われております。市民1人当たり1日1,234グラムというのが、この計画スタートのときのごみの量だったんです。市民1人が出す。いまこれが1,200前後で推移してきているわけですが、40%を占める生ごみの減量というものを図るためにどうするかと。これはやはり堆肥化なり何なりで、ご家庭で処理をしていただくと、この分の処理の成否にかかっていると言ってもいいと思っております、私は。コンポストもやってきたというんですけれども随分前で、我が家でも2回ほどそれぞれ金物屋から購入していますけれど、しっかりとそういった減量対策を予算上明示して進めてということをあわせて行くと、そこが実効性のある減量化施策を行うということになるんじゃないでしょうか。

集団回収の問題1つ取りましても、頑張る地域については、さて頑張っていたという、そういった励みになるような対応が必要でありましょうし、必要経費として見るかどうか、これは判断であります。この予算では5,000万円からの手数料収入等に見込んで、直接かかる経費はおそらくこのごみの販売の、中身書いてありませんからわかりませんが、店頭の取扱手数料、お店のです、ご

み袋の作成、これらの経費でしょう、主なものは。この機会に、打ち出すべきではないですか。特定財源あるんですから。私はこのように思いますけれど、このごみ処理行政については、前段いろいろ申し上げたが、この1点に絞ってお尋ねをしたいと思います。

次に、財政運営についてであります。いまお聞きをしますと、美唄市が抱えているいわゆる負債総額 550 億円ということで、1年間で7億円の増加を見たということになります。これは、財政再建団体に着実に近づいているのか、一過性のことなのか、このことについては類推するしかないわけにありますけれども、しっかりとした分析をして、その後の議論ということになるんでしょうけれど。

そこで具体的にお尋ねしたいことは、まず1つは、病院の問題です。これは、5月18日の議員協議会の場だったと思うんですが、ここでも私は指摘をしましたけれども、病院を再編するための推進スタッフ5名の、この人件費を4月1日の異動によって、市立病院職員に移し替えると。美唄市の地域医療をどうするか、その柱となる市立・労災の統合による新しい病院の再編、市立病院もかわることである。事務的にといたしますか、連絡体制もその他も効率的であるとかいうようなお答えがあったんですけど、私は本末転倒、筋違いも甚だしい。いま、まさに瀕死の重症で、どうやってこの病院の経営をどうしていくのかという状況下の中で、5名もの人件費を病院会計の中に負担をすると、こういうことはやってはいけないということを申し上げました。検討するような話をされておりましたが、改めて議員協議会で指摘をしたことを

踏まえて、この場で同じことをお尋ねしますので、その考え方についてお答えをいただきたいと思います。

それから、先ほど長谷川議員からもございましたけれども、地域医療の問題でお話ございました。これは、市立病院にかかわることでございますので、それを絡めて地域医療につながる議論になろうかと思っておりますけれど、6月13日付のプレス空知に、安田労災病院院長先生のインタビュー記事が載っておられまして、公的病院、市内から消滅する可能性もというそういうタイトルがありまして、ここではいわば医師の確保見通しができていない、こういうことを中心に、事業の収支計画の見通しも甘いと、それから期間が短い、こんなことも出されて、これは大変実態を反映したお話だろうと思っておりますが、締めはこれから頑張ると、頑張っていこうということでございました。これは、いまのところは労災病院の中の問題ということですが、市立美唄病院に関しまして、この新しい病院への移行に向けて、残された、1年切った10カ月、これ何をしなければならぬかです。

私は同趣旨の発言をあらゆる場面でしておりますが、改めてお尋ねをしたいと思っておりますが、先ほど長谷川議員の質問に対して、この中間取りまとめの説明をされて、これからさらに医師確保に動かれるという市長のご発言ございましたが、市立病院の医者、このいまおられる医者、どんなご意向でしょうか。確認をなさったんでしょうか。しっかりとこれから新しい病院に向けて汗をかいていただける、当然派遣元との協議も必要でしょうし、市長が使用者であります市立病院の医者、常

勤職で10人ぐらいの方でしょうか。やったかどうかそしてどういう状況ということでしょうか、把握をしておられるか。

それと、先ほども職員の問題が出されておりましたが、本当に今後どうなるかということで雇用不安、将来に向けた生活不安、こういうものが職場の中で蔓延している状況があります。これは1つの方向が出るというのが随分おくれてしまったと。先送り、先送りになってきたと。努力をされてきたけれども時間かかってきたというのがありますけれども、新しい病院をつくろうとする側です。経営する側からすれば、新しい病院には優秀なスタッフをそろえたいし、そして、その新しい病院の開設の理念、共有をし、そして美唄の市民のために再生していこうと、こういう強い責任をもって、責任感をもって進めたい、そういうスタッフを集めたいというふうになるわけでしょう。こういうことのためにも、いま市立病院におられる、働いておられる医師含めた職員の方々が、そういう気持ちになるようにしなければいけないです。どなたが窓口になってやるのかわかりませんが、これらはどういうように取り組まれているんですか。この点について、お尋ねをしたいと思います。

財政運営については、これは1回、すべてトータル的にお尋ねをしたいことが1点ございますが、先ほど公債費負担適正化です。後期基本計画等の見直しについても市長は言及をされました。

私はこのことは、後期基本計画ができたときから言っております。後期基本計画ができ上がったときから言っている。示された財政

推計等が投資的事業、普通建設事業の見方がそれで可能なかと申し上げてきているんです。この新年度においても、その前段の議会でも、平成19年07年度の予算編成段階で見直すということをして市長おっしゃっている。でもそのままできないまま今日きている。見直すにあたってのポイントについても従来からずっと申し上げてきている。人件費1つ取りましても、職員の適正配置計画というものがつくられています。いつまでにどうしようというものがです。そのほかにも臨時、嘱託等の過日の吉岡議員の質問にもありましたが、300を超える定数外職員等も抱えた状況でありますけれども、これらの廃止計画がある。

この計画どおり進めば、この人件費というものがまさに自立に向けて財政の健全化に向けて、これをやりきれば可能になるというものなのかどうなのか。青テーブルふやすことが最近目に付くんですが、ふやすというのか減った分だけまた盛り返すというのかちょっとあれですけれども、人件費総体の抑制ということからすると、単に数だけの問題ではない部分もあります。頭でっかちの組織は、これは早死にするとよく言われております。やはり足腰がしっかりとして、頭の小さいそういう組織が元気になるとも言われております。私は最近の配置を見ると、果たしてそうになっているのかなという疑問もあるわけです。

1つは人件費の今後をどうするか。個々の単価を薄めるのではなくて、しっかりとした保障のもとに公務でどうやるべきなのか。これはアウトソーシングをどうすべきなのか。具体的な職場を示して、それに向けて基準をつくって、そして計画的に進めていくというこ

とです。

その年の旬な、その年度の銘柄を常に新しい血として採用しなければならないということで、これは人事当局のご判断、ここ何年か続けておられる。私はこれはいいことだと思っています。欠員不補充がすべていいわけではないと思っていますが、これらの人件費の見方についてもポイントの1つとして必要であろうし、建設事業は、先ほど公債費負担適正化計画の中で、8億円等の新規の地方債の借入ということでしょう。一方、それに伴う事業費はどのようになっているかということを示した上でなければならない。この19年度の予算を見ても、計画に裏打ちされた予算ではないわけでありまして、これらも今後の計画見直しに当たってのポイントの1つです。

それから、これも何度も申し上げておりますとおり、いわば公共サービスの役割分担の具体的な明示です。収入の確保についても自立推進計画では、この年度の夏には事業系のごみの見直しもやりますということを改訂版の計画にある。今回の有料化については事業系のごみの見直しは提示されていない。こういう状況もあります。

釈迦に説法ですからこれ以上申しませんが、これらの後期基本計画、自立推進計画、それに伴う財政推計、こういったものを本気になって計画行政を行おうとするのであれば、見直す作業、全力を挙げてください。お忙しい中でしょうが、優秀なスタッフたくさんおられるわけだから、いつまでにどうやろうとしているのか、その考え方についてお示しいただきたいと思っています。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の質問に順次お答えします。

初めに、ごみの処理の問題でございますけれども、ごみは私先ほど言いました数字でございますけれども、16年とか、17年にまた減りまして、18年等がまたふえてきていると、こういう中で、これについては単年度、例えば16年度で台風による風倒木とか、農村のビニールハウス等の部分の受け入れをせざるを得ないという中で、特殊事情によってふえた部分でございます。全体としてはごみの状況は減ってございます。

ただ、リサイクル率が17年度13.1高かったんですけれども、また下がってしまった、このあたりは十分分析しなければいけないなと思っておりまして、再度言われるように目標値に関しまして、年度の目標設定、これも十分必要だと思いますので、これについてはいろいろ検討してまいりたいと思っております。

それと、基本的に生ごみをどうするかという問題でございますけれども、いままでは南空知で広域で話はしておりましたけれども、なかなかこれがほかの市町村と連携がうまくいっていない、相談がなかなかできない状況でございます。そこで私ども、この生ごみ等に関しまして、他の地域のいまある施設にこれを委託する、処理を委託するというこの方法もいまあわせて検討しておりまして、この問題をしっかり解決しなければいけないなと思っております。

それからいま言われるように、堆肥化等の問題等もございます。市としましては過去にコンポストをお借りして、ある程度希望する

家庭にはお配りできたものと考えております。今後さらに段ボールを使った堆肥化とか、出前ミニ講座などの充実によりまして、さまざまな面から検討して、家庭における減量化の促進に取り組んでまいりたいと思っております。

ごみ問題というのは、家庭から出るごみをどうするかというこういう問題でございますので、このあたりをしっかりと目線で取り組んでまいりたいと考えております。

それから、次に市立病院の病院再編推進室の人件費ということで、病院再編推進室という名前の中、私ども病院会計において支出することとしてございますけれども、一般会計の負担につきましては、国の繰出金通知などを踏まえまして、今後対応してまいりたいと考えているものです。

それから、新病院開設に向けた取り組みについてでございますが、先般、市立病院の医師全員に対しまして、私から「中間取りまとめ」の内容について説明を行い、協力を要請したところでございます。今後はさらに、個々の医師に対しまして協力を要請するほか、早急に、労働健康福祉機構との連携を図りながら両病院長と伴に大学医局はじめ北海道及び関係機関等に対しまして、医師派遣について要請するほか、あらゆる手段を講じて医師確保に努めていく考えでございます。

新病院は持続可能な病院にすることが重要であると考えておりますので、今後、機構と新病院の職員配置等具体的な詰めを行うこととしておりますので、職員にはできるだけ早期に説明を行い、意向を確認した上で対応してまいりたいと考えているところでござい

す。

いずれにいたしましても、医師確保に全力を挙げるとともに、雇用の確保は重要な課題であることから新病院開設に向けて最大限の努力を傾注してまいりたいと思っております。

それから自立健全化計画についてでございますが、現在、美唄21世紀まちづくりプラン後期計画基本計画の財政推計の見直し作業を行っておりますが、再生法制など国の動向や公債費負担適正化計画、職員定員の適正化計画など踏まえまして、自立推進計画を見直してまいりたいと考えているところでございます。

あと数点ありましたけれども、建設事業の実施計画が見えないという中では、これにつきましては毎年度の予算編成、財源等踏まえて事前評価により事業の選択と周知を図ってまいりたいと考えてございます。

それと人件費の問題でございますけれども、職員配置に当たっては新たな行政課題、市民ニーズ、施策など社会情勢等の変化等に的確かつ弾力的に対応することを基本としておりまして、定員適正化計画に基づいて人件費を推計してまいりたいと考えております。

それと市民との役割分担の問題でございますけれども、これにつきましては協働のまちづくり指針を策定しましたので、この指針に基づいて、今後進めてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 13番紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 このごみ問題、美唄で歴史的な、目論見どおりにいけば10月を迎えるわけです。深川の例でいけば、家庭の平均のご負担が7,000円程度になるかというものです。

課題というのは様々あって、これは明日議論されると思いますけれど、この契機に何をしなければならぬかということをおし申し上げたつもりです。施策を打ち出すべきでないかということをおし上げたんです。具体的なことをおし上げた。生ごみの減量化ということについては、繰り返しておしませんが、平成3年からこの補助を行っていたようがあります。その後、ご自分で用意をされて、生ごみを家庭で処理をすると、こういうことを実践しておいでになる方もいる。しかし、どの程度の方がやっておられるのかというデータお持ちですか。普及率がどうなっているかということをお把握なさっているのでしょうか。

私は、この生ごみをごみとして出さない、このことが最終処分場の耐用限界を、寿命を延ばすと、これにつながるものだと思っています。いま砂川でこの処理施設、コストかかるわけです、これにしたって。ただで受け入れてくれないわけでしょう。いまですよ、やらなければならないのは。多少実施がずれ込んでも、この時期逃したらだめです。段ボールで全部用足りるとするならばいいんですけども、私段ボールのことよくわかりません。ケチってはいけないと思います。

ぜひそういった状況を、これ答申にも言っているではないですか。私はあちこちの答申見たわけではないですけど、この推進審議会の答申というのは、見事に状況を押さえられて役を果たしておられると思います。書いていますよ、これ。きめ細かな対応について。

この平年度化すれば家庭ごみの有料化に伴う収入がどうなるか、1億円にはならないだろうとこう言う人もいますし、7,000万円か

8,000万円かだろうかという人もいますし、最初にごみ袋を何年分も買ってしまえば次の年はそうならないのではないかとこう言う人もいますけれど。

各自治体が、先ほど言ったように先進的にもこの有料化と同時に施策を講じている、そして分別についても再認識していただいている。将来はこの生ごみの分別だっておししなければならぬ状況あるわけでしょう。排出業者との協議だっておしどうやって進めるか。いまの話では、いままでやってきたことやりまそうことしか言っていないわけだから。

その年によって台風がありました、何がありました、当然あるんです。結果見てこうだった、ああだったではなくて、これ計画は計画で変更もあり得るんです。しかし、仕事は日々の積み重ね、これらが成果として出るわけですから。

これ以上おししません。同じ考えであればそれで結構ですが、私はタイミングを失してはいけないと思います。ケチるなとこう言いたい。有効な手数料の使い方、特定財源の使い方です。減債基金に積むと、借金の償還に充てるというような使い方、これは結果としてそうなったんでしょうけれど、ごみの処理費用、あわせて減量化対策、排出抑制化対策に充てると、こういうことが必要だろうと思いますが、これ以上聞きませんからしっかりと答えてください。

それから財政運営です。鳥取の知事やっておられた片山さん、書いておられます。彼は議会のことも書いておられまして、この議場が八百長試合とか学芸会ではよくないところ言うんです。学芸会はでき上がった台本を詠

み合うと、双方。八百長というのはもう結論出ているやつを、この場で話し合うだけだと。この八百長試合と学芸会をなくさない限りは、議会が市民の信頼を得るものにならない。本音の議論が戦わされないということを言っているんです。

全部が全部そうできるか別にしましても、極力そういう議論をしたいと思うんですが、これで終わりにしますが、市長はこの様々ないまの現状を考えられて、負債総額 550 億円、こういう状況、そして連結赤字比率 19.9、これは朝日新聞の報道によれば、美唄は全国で 22 位、全道 10 位というランク付けて新聞屋が分析していたんです。北海道新聞でいきますと 10 の範囲には入っていない。これは捉まえ方によるんでしょうけれども、係数も 19.9 ではなくて二十点幾らです。そういうふうに出ている。お聞きをすれば、これは水道等の内部留保資金が入れるかどうかだろうという話もされておりましたけれども、そして、このいまの現状をかんがみて、前にもお尋ねをしたが、北海道新聞のアンケート調査に対して、このまま推移をすれば病院問題が大きな足かせになって、5 年以内に財政再建団体になる可能性について触れられていたわけだが、まだそんなに日にち経っていませんけれど、いまどのようなご認識に立っておられるのか、最後にお尋ねをしたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 生ごみの取り扱いでございますけれども、私どもいままでそういう形で平成 3 年度から 12 年度まで、合わせて 2005 個の堆肥容器の助成を行っている、こういうことで希望する世帯につきましてもほぼ対

応できたということでございます。

生ごみというのは、やっぱり今後さらにいろんな施策を講じながら取り組んでまいりたいと、その中で、私どもは 1 つの段ボールの堆肥化とか、出前ミニ講座で地域の方々にいろんな形で生ごみの資源化等を、いろんな形を講じて対応していただけるよう、考えているところでございます。

とにかく生ごみの部分につきましては、広域でしっかり処理しなければ対応できないものと、そして、今回有料化することでこれは当然減量化につながると、そういう趣旨から今回提案している部分でございますので、このあたりは従来の考えどおり進めさせていただきたいと思っております。

それから財政運営についてでございますけれども、いろいろ数値が朝日新聞とか道新に出まして、本当に数値が 20 超えるか超えないか、このあたりは数値の捉え方がいろいろあると思いますけれども、本当に危機的な状況だと認識しております。そのため、病院をこのままの体制で維持できないという中で、統合という問題を私ども投げかけた中で、この抜本策を講じているものの、これがなかなかいま医師の確保、これは緊急にやらなければいけないということで、私は美唄市を財政の再建団体になるのを回避するために、この抜本策を講じているということで考えてございますけれども、これにつきましてはいろんな状況について適時議会に報告しながら、いろんな判断等を仰いでいきたいと考えております。

いずれにしましても、公債費適正化計画で大体起債が 8 億円、その程度に縮小せざるを得ませんから、当然公共事業に関しましては、

いま財政推計を見直しているという中で大幅に縮減せざるを得ないということで、こういう将来負担を考えたときに、そういう中での起債の借入を抑える中での財政運営をしてやらなければいけないと。

ただ、公共事業というのは、これをすべてなくすということではなくて、やはり必要な事業、そしてまちの活性化にとってどうしてもこれはしなければならない、このあたりは財源をしっかりと、いろんな有利な財源を確保しながら取り進めていかなければだめだと思っておりますので、活性化を一応考慮しながらまちの財政の健全性を図っていくとこの両立で考えたいと思っておりますので、ご理解願います。

●議長林 国夫君 以上で一般質問を終わります。

●議長林 国夫君 これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2 時 5 5 分 散会